

第11章 規約類

- 1 ごみ減量推進
- 2 し尿処理
- 3 環境衛生
- 4 その他

1 ごみ減量推進

(1) 前橋市有価物集団回収奨励金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、ごみの減量と資源の有効利用を図るとともに、ごみ問題に対する市民の意識の向上に資するため、住民団体が自主的に行う有価物の集団回収に対して奨励金を交付することについて必要な事項を定める。

(対象団体)

第2条 奨励金の交付対象となる団体は、前橋市再生資源等集団回収等の登録に関する要綱第3条の登録を受けた団体（以下「実施団体」という。）とする。

(奨励金の種類等)

第3条 奨励金の種類、対象となる品目及び算定の基準は、次のとおりとする。

種類	対象となる品目	算定の基準
1 回収実績奨励金	1 紙 (1)新聞 (2)段ボール (3)雑誌 (4)紙パック (5)雑古紙 2 衣類等	1kg当たり9円

（注）1 対象品目については、家庭から排出されたものとする。

2 奨励金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 回収実績奨励金は、回収業者への引渡しをもって回収実績とする。

(実績報告)

第4条 実施団体は、有価物集団回収の実績報告について、次のとおり市に提出することとする。

(1) 月次報告

当該実施団体を担当する回収業者が提出する前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱第4条第4号に定める有価物回収実績報告書によるものとする。

(2) 年次報告

当該年度の有価物集団回収の実績を有価物集団回収実績報告書（様式第1号）により市長に提出するものとする。

(奨励金の交付)

第5条 市長は、回収実績奨励金について、実施団体が行った有価物集団

回収を審査し、適當と認めたときは、当該団体に対してその旨を通知し、回収実績奨励金を交付するものとする。

2 奨励金は、次のとおり交付する。

区分	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
実施月	4月	7月	10月	1月
	5月	8月	11月	2月
	6月	9月	12月	3月
団体奨励金 交付期日	7月末日まで	10月末日まで	翌年1月末日まで	5月末日まで

(奨励金の返還)

第6条 市長は、奨励金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 奨励金の受給にあたり不正があったとき。
- (2) その他不適当と認められる事実があったとき。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

(申請書等の様式)

1 有価物集団回収実績報告書（様式第1号）

令和6年度前橋市有価物集団回収事業回収業者助成金交付要項

令和6年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所ごみ収集課（西部清掃事務所）

電話 253-1009（直通）

電子メールアドレス gomisyusyu@city.maebashi.gunma.jp

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		市民が自主的に回収した有価物を適正かつ確実に再生使用又は再生利用するために、再生資源等集団回収登録業者に対し有価物集団回収事業回収業者助成金（以下「業者助成金」という。）を交付することにより、市況の変動にかかわらず本事業を円滑に実施することを目的とします。
内容		<p>補助対象者</p> <p>前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱第4条各号の要件を満たす業者（以下「回収業者」という。）</p> <p>○ 暴力団排除に関する要件</p> <p>次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。</p> <p>(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。</p>
対象となる有価物		有価物とは、前橋市有価物集団回収奨励金交付要領第3条に掲げる品目のうち、紙及び衣類等として掲げる品目です。
交付決定		市長は、回収業者より業者助成金の交付申請があったときは、これを審査し、適當と認められるときは、回収業者助成金交付決定通知書（様式第2号）を交付します。
交付金額		1 実勢価格および交付基準額（1kg当たり10円）、差金基準額（1kg当たり11円）を元に対象の品目ごとに交付差金と実勢差金を算定し、回収量を乗じた交付差金

	<p>の総額が回収量を乗じた実勢差金の総額を上回った場合、その差額を業者助成金として交付します。ただし、算出した業者助成金に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。</p> <p>(交付差金の計算方法)</p> <p>交付差金 = (交付基準額 (1kg当たり10円) - 実勢価格 (1kg当たり))</p> <p>* 実勢価格が交付基準額 (1kg当たり10円) を下回った有価物のみを対象とします。</p> <p>* 1kg当たりの交付差金の上限は8円とします。</p> <p>(実勢差金の計算方法)</p> <p>実勢差金 = (実勢価格 (1kg当たり) - 差金基準額 (1kg当たり11円))</p> <p>* 実勢価格が差金基準額 (1kg当たり11円) を上回った有価物のみを対象とします。</p> <p>2 実勢価格は、有価物の品目ごとに市況価格及び市内の取引価格を基に市が定めます。</p> <p>3 実勢価格が変動する場合は、交付差金の上限金額を変更することができることとします。</p>
交付条件	<p>1 回収業者は、実勢差金の総額が交付差金の総額を上回った場合、その差額を実施団体に直接支払わなければなりません。</p> <p>2 回収業者は、市況等の変動にかかわらず、実施団体が回収した有価物をすべて回収し、適正にリサイクルしなければなりません。</p> <p>3 実施団体から回収した有価物の品目ごとの重量を記載した仕切書（以下単に「仕切書」という。）を、回収後速やかに実施団体に交付しなければなりません。なお、実勢差金が生じるときは、その金額、支払い方法及び時期を仕切書に記載しなければなりません。</p> <p>4 業者助成金に係る収入及び支出を明らかにした書類の提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。</p> <p>5 市が実勢価格を定めるに当たり、市から市内の取引価格の照会を受けたときは、これに応じなければなりません。</p>
交付手続	<p>1 前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱第4条第4号に定める有価物回収実績報告書を作成し、仕切書の写し、計量票、回収品目実績表等を添付のうえ、遅滞なく市長に提出してください。なお、押印は省略することができます。また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（交付申請、請求も同様）。</p> <p>2 回収業者は、業者助成金の交付を受けようとするときは、次の表に掲げる有価物の回収月の区分に応じ、当該区分に対応する期日までに、回収業者助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出してください。</p>

		<table border="1"> <tr> <td>回収月</td><td>4月 5月 6月</td><td>7月 8月 9月</td><td>10月 11月 12月</td><td>1月 2月 3月</td></tr> <tr> <td>業者助成金交付 申請書提出期日</td><td>7月10日 まで</td><td>10月10日 まで</td><td>翌年1月 10日まで</td><td>4月10日 まで</td></tr> </table>	回収月	4月 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月	業者助成金交付 申請書提出期日	7月10日 まで	10月10日 まで	翌年1月 10日まで	4月10日 まで
回収月	4月 5月 6月	7月 8月 9月	10月 11月 12月	1月 2月 3月								
業者助成金交付 申請書提出期日	7月10日 まで	10月10日 まで	翌年1月 10日まで	4月10日 まで								
		<p>3 市長は、前号に規定する業者助成金の交付申請があったときは、第1号の規定により提出された有価物回収実績報告書の内容と適合しているかなどを審査し、交付すべき助成金の額を確定し、回収業者助成金交付決定通知書（様式第2号）により当該回収業者に通知します。</p> <p>4 市長は、前号の交付決定を行った以後、当該回収業者から回収業者助成金請求書（様式第3号）による請求に基づき、請求の日後30日以内に、助成金を交付します。</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ、電話等で確認を行う場合があります。</p>										
交付決定の取消し・助成金の返還		<p>1 次の場合は、業者助成金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。 (2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。 <p>2 次の場合は、指定された期限までに、業者助成金を返還しなければなりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 業者助成金の交付を受けた後に交付決定を取り消された場合、取消しに係る部分の金額 (2) 交付を受けた業者助成金の額が、交付の対象となる事業の実績に基づき積算し確定した額を超える場合 超える部分の金額 										
様式	申請書等の様式	<p>1 回収業者助成金交付申請書兼誓約書（様式第1号）</p> <p>2 回収業者助成金交付決定通知書（様式第2号）</p> <p>3 回収業者助成金請求書（様式第3号）</p>										

(3) 前橋市再生資源等集団回収団体等の登録に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年前橋市規則第15号。以下「規則」という。）第6条の5第1項に規定する再生資源等集団回収活動を行う団体等の登録に関し、及び規則第6条の5第2項に規定する再生資源等集団回収活動に係る業者としての登録に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(実施団体の登録要件)

第2条 規則第6条の5第1項に規定する、再生資源等集団回収活動を行う団体（以下「実施団体」という。）の登録を受けようとするものに必要なその他市長が定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 前橋市民で構成された営利を目的としない団体であること。
- (2) 自治会等地域内の家庭から発生する再生資源等を回収し、又は団体の構成員の家庭から発生する再生資源等を自主的に持ち寄ることにより、再生資源等の集団回収を行い、家庭ごみの減量及び資源の有効活用を図ろうとする団体であること。
- (3) 再生資源等の集団回収を同一年度内に4回以上、実施月日を定めた実施計画に基づき、計画的かつ自主的に行う団体であること。
- (4) 1回あたりの再生資源等の回収量をおおむね1トン以上見込める団体であること。
- (5) 自治会等地域内の家庭から発生する再生資源等を回収する実施団体にあっては、実施に当たって当該自治会等地域内において、支障がないと認められること。

(実施団体の登録、変更及び廃止)

第3条 実施団体の登録を新たに受けようとする団体及び継続して実施したい団体は、有価物集団回収団体登録申請書（様式第1号。以下「団体登録申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する団体登録申請書の提出があったときは、その内容を審査し、前条に規定する要件をすべて満たしていると認めたときは、当該団体に有価物集団回収活動団体登録証（様式第2号。以下「団体登録証」という。）を交付するとともに実施団体登録台帳に登載するものとする。ただし、継続して実施したい団体に対する団体登録証の交付は、省略できるものとする。

3 実施団体は、登録事項に変更が生じたときは、有価物集団回収活動団体登録変更届（様式第3号）を速やかに市長に提出するものとする。ただし、団体登録申請書の提出により変更事項を申し出たときは、省略できるものとする。

4 実施団体は、再生資源等集団回収活動を実施しないこととなったときは、有価物集団回収活動廃止届（様式第4号）をそれぞれ速やかに市長に提出するものとする。

（回収業者の登録要件）

第4条 規則第6条の5第2項に規定する、再生資源等集団回収活動に係る業者（以下「回収業者」という。）の登録を受けようとするものに必要な市長が定める要件は、次のとおりとする。

- (1) 市内に本店または営業所を有する事業者であること。
- (2) 実施団体が回収した再生資源等すべての品目を買取り、若しくは無償で引き取り、適正にリサイクルを行うこと。
- (3) 回収量の多寡にかかわらず、いずれの実施団体に対しても同様に回収を行うこと。
- (4) 実施団体が行う再生資源等集団回収活動について、月ごとの実績を取りまとめ、有価物回収実績報告書（様式第5号）を作成のうえ、関係書類を添えて、遅滞なく市長に提出すること。
- (5) 再生資源等集団回収活動の円滑な実施に支障がないと認められること。
- (6) この要綱に定められた事務を適正に処理すること。

（回収業者の登録、変更及び廃止）

第5条 回収業者の登録を新たに受けようとするもの及び継続して実施したいものは、再生資源等集団回収業者登録申請書兼有価物集団回収実施計画書（様式第6号。以下「業者登録申請書兼実施計画書」という。）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 集団回収事業計画書
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する業者登録申請書兼実施計画書の提出があったときは、その内容を審査し、前条に規定する要件をすべて満たしていると認めたときは、当該申請者に再生資源等集団回収業者登録証（様式第7号。以下「業者登録証」という。）を交付するとともに回収業者登録台帳に搭載するものとする。ただし、継続して実施したいものに対する業者登録証の交付は、省略できるものとする。

3 回収業者は、登録事項に変更が生じたとき、又は再生資源等集団回収活動を廃止するときは、速やかに再生資源等集団回収業者登録変更・廃止届（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(有価物集団回収における使用済小型家電の取扱開始に伴う経過措置)

- 第5条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月29日から平成30年3月31日までの間においては、回収業者の登録を新たに受けようとするものに対する審査及び登録証の交付は、行わない。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- この要綱は、平成28年3月29日から施行する。
- 改正後の附則第2項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後回収業者の登録を新たに受けようとするものについて適用し、施行日前に回収業者の登録を受け、継続して実施したいものについては、なお従前の例による。

附 則

- この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の附則第2項の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後回収業者の登録を新たに受けようとするものについて適用し、施行日前に回収業者の登録を受け、継続して実施したいものについては、なお従前の例による。

附 則

- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(申請書等の様式)

- 有価物集団回収団体登録申請書（様式第1号）
- 有価物集団回収活動団体登録証（様式第2号）
- 有価物集団回収活動団体登録変更届（様式第3号）
- 有価物集団回収活動廃止届（様式第4号）
- 有価物回収実績報告書（様式第5号）
- 再生資源等集団回収業者登録申請書兼有価物集団回収実施計画書（様式第6号）
- 再生資源等集団回収業者登録証（様式第7号）
- 再生資源等集団回収業者登録変更・廃止届（様式第8号）

令和6年度前橋市ごみ減量化器具購入費助成金交付要項（案）

令和6年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所ごみ政策課（2階）

電話 027-898-6272（直通）

027-224-1111（内線3275）

電子メールアドレス gomigenryou@city.maebashi.gunma.jp

本助成金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	家庭内で発生する厨芥類（生ごみ）の減量とリサイクルを推進するため、ごみ減量化器具（生ごみ処理機）の購入費の一部を助成します。
内容	<p>助成対象者</p> <p>生ごみ処理機（電動式生ごみ処理機及び生ごみ処理容器）を購入し、次のいずれにも該当する人。助成は一世帯につき一基とします。ただし、生ごみ処理容器のうち密閉型容器については一組（二基）を限度とします。</p> <p>1 本市に住所を有し、現に居住している者。</p> <p>2 生ごみ処理機を居住している敷地内に設置し、家庭から出た生ごみを処理するために使用する者。</p> <p>3 過去5年間、本人又は同一の世帯の者が、生ごみ処理機購入費に係る助成金の交付を受けていない者。</p> <p>4 令和6年6月1日以降に購入した者。</p> <p>5 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。</p> <p>(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう以下同じ。）でないこと。</p> <p>(3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。</p> <p>(4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。</p> <p>(5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。</p> <p>(6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。</p> <p>(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不正に利用している者でないこと。</p>

	(8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。
交付の対象となる経費	<p>次に掲げるごみ減量化器具の本体の購入に要した経費（送料や代引き手数料は除く）とします。ただし、中古品や転売品は対象となりません。</p> <p>1 生ごみ処理容器は微生物等の活動を利用して生ごみを分解するための容器で、市長が認めるもの。</p> <p>2 電動式生ごみ処理機は、生ごみを乾燥、発酵又は微生物の活動を利用して分解することにより、減量化又は堆肥化すること目的とする電動式機器（公益財団法人日本下水道協会が定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）」（平成25年3月）に適合するディスポーザーのうち、排水処理部が機械処理タイプ（破碎した生ごみを水分と固形物とに分離し、固形物を乾燥させるタイプ）であるものを含む。）で、市長が認めるもの。</p>
交付金額	<p>1 生ごみ処理容器は、購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、3,000円を限度とします。</p> <p>2 電動式生ごみ処理機は、購入費の2分の1に相当する額（100円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額）で、10,000円を限度とします。</p> <p>3 上記1、2とも購入費とは、現金及びクレジットカードで支払った額とします。（クーポン利用、ポイントで支払った額は対象外）</p>
交付手続等	<p>1 ごみ減量化器具の機能を良好な状況で保持し、5年以上使用するとともに、適正な維持管理に努めること。</p> <p>2 ごみ減量化器具により処理したものは、自らの責任において有効に活用すること。</p> <p>3 市が生ごみ処理に関するアンケート調査を実施する際は、協力すること。</p>
交付申請の方法、時期等	<p>ごみ減量化器具を購入する前に、必ずごみ政策課へ電話、メールまたはホームページのリンクから助成金交付の申し込みをしてください。予算額に達した時点で申し込みの受付は終了します。</p> <p>なお、ぐんま電子申請受付システムにより申請を行うこともできます。（請求も同じです。）</p> <p>令和6年度の受付は令和6年6月1日から令和7年2月28日までとします。</p> <p>交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添付して、申込日から2か月以内（令和7年2月1日以降の場合は令和7年3月31日まで）に申請してください。なお、押印は省略することができます。</p> <p>1 領収書（申請者氏名及び購入品目の名称等が明記されている原本）</p> <p>2 製造メーカー保証書の写し（電動式生ごみ処理機の場合）（型番、</p>

	<p>製造番号、保証期間、申請者氏名、住所等が明記されており、購入先がわかるもの)</p> <p>【注】押印を省略した場合は、書類の真正性を担保するため、必要に応じ電話等で確認を行う場合があります。</p>
交付決定、確定の時期等	<p>1 申請のあった翌月に決定及び確定します。ただし、3月中に提出がされたものは当月内に決定及び確定します。</p> <p>2 交付決定及び確定後、交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により通知します。</p>
請求の方法、支払時期等	<p>1 交付請求書（様式第3号）を提出し、請求してください。</p> <p>2 補助金の交付決定及び額を確定した日から20日以内に支払います。</p>
交付決定の取消し又は助成金の返還	<p>1 次の場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消します。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。</p> <p>(2) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定された期限までに、助成金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 助成金の交付を受けた後、助成金の交付決定を取り消された場合は、取消しに係る部分の金額。</p> <p>(2) 交付を受けた助成金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し確定した額を超える場合は、超える部分の金額。</p>
申請書等の様式	<p>1 交付申請書兼誓約書兼実績報告書（様式第1号）及び市長が必要と認める書類</p> <p>2 交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）</p> <p>3 交付請求書（様式第3号）</p>

(5) 前橋市市民リサイクルの日を定める要綱（平成8年8月1日告示第178号）

（趣旨）

第1条 市民一人ひとりが、ごみを減量しリサイクルすることの重要性について理解と関心を深め、より豊かなリサイクル社会を築き上げていく機運を高める日として、前橋市民リサイクルの日（以下「リサイクルの日」という。）を設ける。

（リサイクルの日）

第2条 リサイクルの日は、10月20日とする。

（行事等）

第3条 市は、リサイクルの日の広報活動を実施するとともに、リサイクルの日を中心として、リサイクルの日の趣旨にふさわしい行事等を実施するものとする。

（市民等の協力）

第4条 市は、市民及びリサイクル関係団体その他の団体に対し、リサイクルの日の趣旨にふさわしい行事を実施するよう、協力を求めるものとする。

（補則）

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

(6) 前橋市環境美化推進員設置要綱

(目的)

第1条 本市におけるごみの減量とリサイクルの推進、有価物集団回収の促進、ごみ分別の徹底、地域環境の美化を市と市民が協働することを目的に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の8の規定に基づく廃棄物減量等推進員として前橋市環境美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(定数)

第2条 推進員は、各自治会におおむね100世帯に1人とする。ただし、地区の事情により変更できるものとする。

(委嘱)

第3条 推進員は、社会的信望があり、かつ、ごみの減量や一般廃棄物の適正な処理に熱意と見識を有し、自治会が推薦する者を市長が委嘱する。

(推進員の役割)

第4条 推進員の役割は、次のとおりとする。

- (1)ごみの減量及び3Rの普及啓発に関する事。
- (2)ごみの適正排出に係る指導及び啓発に関する事。
- (3)有価物集団回収の推進に関する事。
- (4)地域美化の推進に関する事。
- (5)不法投棄等の情報提供に関する事。

(任期)

第5条 推進員の任期は、推薦する自治会の選択により、1年又は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 推進員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進員証及び貸与品)

第5条 推進員は、役割の実践において、別に定める前橋市環境美化推進員証を携帯し、必要に応じてこれを提示するものとする。

2 推進員は、市が貸与する物品等を着用するものとする。

(推進員の解任)

第7条 市長は、推進員が、次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くことができる。

- (1)自治会から変更推薦書が提出されたとき。
- (2)推進員自ら辞退の申出があったとき。
- (3)その他市長が必要があると認めたとき。

2 推進員は、前項の規定により委嘱を解かれたときは、速やかに前橋市環境美化推進員証及び貸与品を返還しなければならない。

(報告、意見等)

第8条 自治会は、推進員の活動に協力するとともに、推進員の活動内容、意見等を市長に報告するものとする。

(会議)

第9条 市は、推進員相互の交流を図り、ごみに関する理解を深めるため、意見交換会又は研修会を開催するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成6年5月10日から施行する。

(任期の特例措置)

2 この要綱の施行の日から平成8年3月31日までの間において委嘱を受けた推進員の任期については、第5条1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年8月4日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年1月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から実施する。

(7) 前橋市食べきり協力店登録要領

前橋市 環境部ごみ政策課

1 目的

前橋市内の事業者から出される食品ごみの減量化を図るために、食べ残し等の削減に取組む市内の飲食店や宿泊施設等を「食べきり協力店」（以下「協力店」という。）として登録するとともに、その取組を広く紹介することにより、消費者への意識啓発を図り、食べ残しを減らす取組を推進する。

2 対象事業者

市内で営業する飲食店、宿泊施設等（以下「店舗」という。）とする。

3 登録の要件

次に示す取組項目を、1つ以上実践する店舗を協力店として登録する。

（1）小盛メニュー等の導入

（例：ご飯や料理の量の調節、小盛メニュー又はハーフサイズメニューの設定等）

（2）持ち帰り希望者への対応

（例：食べ残した料理等について、消費期限等を説明した上での持ち帰りの対応、持ち帰り容器の提供、店内での案内等）

（3）食べ残しを減らすための呼びかけ

（例：適量注文の呼びかけ、お客様の人数や男女比を考慮した提案等）

（4）その他の食べ残しを減らすための工夫

（例：店舗独自の取組、食べ残し削減につながる割引案内又はクーポン券の使用等）

4 取組内容

（1）協力店は、3で選択した取組を積極的に実践し、食品ごみの発生抑制に努める。

（2）市からの交付物、又は独自の食べきり啓発案内を掲示し、来店者へこの取組について積極的にPRし、周知を図る。

5 申込方法

協力店として登録を希望する店舗の代表者（以下「申込者」という。）は、申込書（様式第1号）を市へ郵送、FAX、E-mail又は持参のいずれかの方法で提出する。

6 協力店の情報発信

市は、登録した協力店の取組内容等を、市ホームページ、広報まえだし、ごみ収集

カレンダー等で紹介する。

なお、申込者は応募した時点で店舗情報の紹介に同意したものとする。

7 登録の中止

- (1) 協力店は、取組内容が合わなくなつた場合又は店舗を廃止するなどの理由で取組を中止する場合は、登録中止届（様式第2号）により市へ届け出るとともに、交付物等の掲示を取り止める。
- (2) 市は、登録中止届の内容を確認し、登録名簿及び市ホームページ等の掲載情報から削除する。

8 登録内容の変更

協力店は、申込書（様式第1号）に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容変更届（様式第3号）により市へ届け出る。

9 登録の抹消

- (1) 市は、協力店が要件を満たしていない場合又は信用を失墜する行為を行う等、協力店として適当でないと判断した場合は、登録を抹消することができる。
- (2) 登録を抹消された協力店は、速やかに交付物の掲示を取り止めなければならない。

附則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

2 し尿処理

(1) 前橋市浄化槽清掃業許可等に関する条例（平成12年3月30日条例第21号）

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）の規定に基づく浄化槽清掃業の許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可証の交付等)

第2条 市長は、法第35条第1項の許可の申請があった場合は、内容を審査し、これを許可したときは、浄化槽清掃業許可証（以下「許可証」という。）を交付するものとする。

2 前項の規定による許可の有効期間は、2年とする。

3 第1項の規定により許可証の交付を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、許可証を失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

(従事者証の交付等)

第3条 浄化槽清掃業者は、その業務に従事する者（以下「従事者」という。）を市規則で定めるところにより市長に届け出て、浄化槽清掃業従事者証（以下「従事者証」という。）の交付を受けなければならない。

2 浄化槽清掃業者は、従事者に対し従業中は常に従事者証を所持させなければならない。

3 従事者証の有効期間は、2年とする。

4 浄化槽清掃業者は、従事者証を失し、又は破損したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、再交付を受けなければならない。

(手数料の額)

第4条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可を申請する者 1件につき 5,000円

(2) 第2条第3項の規定により許可証の再交付を申請する者 1件につき 2,500円

(3) 第3条第1項の規定により従事者証の交付を申請する者 従事者1人につき 1,000円

(手数料の徴収等)

第5条 手数料は、申請の際に徴収する。

2 納付した手数料は、還付しない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

[平16条例19・一部改正]

（前橋市浄化槽清掃業許可関係手数料条例の廃止）

2 前橋市浄化槽清掃業許可関係手数料条例（昭和60年前橋市条例第24号）は、廃止する。

[平16条例19・一部改正]

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則（昭和60年前橋市規則第23号）の規定に基づいて交付されている許可証又は従事者証は、この条例の規定に基づいて交付された許可証又は従事者証とみなす。

[平16条例19・一部改正]

4 この条例の施行の際現に前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則の規定により許可又は従事者証の交付を受けている者に係る許可又は従事者証の有効期間については、なお従前の例による。

5 この条例は、この条例の施行の日以後にされる申請に係る手数料について適用し、同日前にされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)

6 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に大胡町浄化槽の清掃業に関する条例（昭和60年大胡町条例第14号）、宮城村浄化槽の清掃業に関する条例（昭

和60年宮城村条例第9号) 又は粕川村浄化槽の清掃業に関する条例(昭和60年粕川村条例第14号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

[平16条例19・追加]

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

- 7 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に富士見村浄化槽の清掃業に関する条例(昭和60年富士見村条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

[平20条例48・追加]

附 則(平成16年9月15日条例第19号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。

附 則(平成20年12月12日条例第48号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年5月5日から施行する。

(2) 前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則（昭和60年9月27日規則第23号）

(趣旨)

第1条 この規則は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）及び前橋市浄化槽清掃業許可等に関する条例（平成12年前橋市条例第21号。以下「条例」という。）の規定に基づき、浄化槽清掃業許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可申請)

第2条 法第35条第1項による許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(許可申請の添付書類)

第3条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。）第10条第2項第5号に規定する市長が必要と認める添付書類は、次の事項を記載したものとする。

- (1) 代表者の本籍及び生年月日
- (2) 代表者及び従業員の業務経験年数
- (3) 専門的知識を有する者の氏名及び資格証明書の写し
- (4) 汚泥等の収集、運搬及び処分の方法
- (5) 浄化槽清掃実績
- (6) 取扱料金
- (7) 前条号に定めるもののほか市長が必要と認める事項

(許可証)

第4条 条例第2条第1項の浄化槽清掃業許可証（以下「許可証」という。）は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

第5条 許可証の交付を受けた者は、条例第2条第3項の規定により許可証の再交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業許可証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 許可証の再交付があったときは、再交付に伴う従前の許可証は、その効力を失うものとする。

(変更の届出)

第6条 浄化槽清掃業者が法第37条の規定による変更の届出をしようとするときは、浄化槽清掃業変更届出書を市長に提出しなければならない。

(休止の届出)

第7条 浄化槽清掃業者が営業を休止しようとするときは、その15日前に浄化槽清掃業休止届出書を市長に届け出なければならない。

(廃業等の届出)

第8条 浄化槽清掃業者が法第38条の規定による廃業等の届出をしようとするときは、浄化槽清掃業廃業等届出書を市長に提出するとともに当該許可証を返納しなければならない。

(許可証の返納)

第9条 浄化槽清掃業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実が発生した日から30日以内に浄化槽清掃業許可証返納届出書を市長に返納するとともに当該許可証を返納しなければならない。

- (1) 許可の期間が満了したとき。
- (2) 法第41条第2項の規定により許可を取り消され、又は事業の停止を命じられたとき。

(3) 許可証の再交付を受けた後、紛失した許可証を発見したとき。

(実績報告書)

第10条 凈化槽清掃業者は、浄化槽の清掃に関する実績を翌月10日までに、浄化槽清掃実績報告書（様式第4号）により市長に提出しなければならない。

(従事者証)

第11条 浈化槽清掃業者は、条例第3条第1項の浄化槽清掃業従事者証（以下「従事者証」という。）の交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業従事者証交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 浈化槽清掃業者は、条例第3条第4項の規定により従事者証の再交付を受けようとするときは、浄化槽清掃業従事者証再交付申請書を市長に提出しなければならない。

3 従事者証の再交付があったときは、再交付に伴う従前の従事者証は、その効力を失うものとする。

4 従事者証を所持しない者は、業として行う浄化槽の清掃に従事することができない。

5 従事者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

6 従業員が退職その他の理由により浄化槽清掃業に従事しなくなったときは、直ちに浄化槽清掃号従事者証返納届出書を市長に提出するとともに当該従事者証を返納しなければならない。

(書類の様式)

第12条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

(1) 浈化槽清掃業許可申請書

(2) 浈化槽清掃業許可証

(3) 浈化槽清掃業許可証再交付申請書

(4) 浈化槽清掃業変更届出書

(5) 浈化槽清掃業休止届出書

(6) 浈化槽清掃業廃業等届出書

(7) 浈化槽清掃業許可証返納届出書

(8) 浈化槽清掃業実績報告書

(9) 浈化槽清掃業従事者証

(10) 浈化槽清掃業従事者証交付申請書

(11) 浈化槽清掃業従事者証再交付申請書

(12) 浈化槽清掃業従事者証返納届出書

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、特別の事項については、市長が別に定める。

附 則（抄）

1 この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

2 この規則施行前に改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年前橋市規則第13号。以下「旧規則」という。）第27条第1項の規定により交付された従業員証については、この規則第8条第1項により交付された従業員証とみなす。

3 前項に規定する場合のほか、この規則の施行前に旧規則の規定によつて申請、届出その他の手続きは、この規則中にこれに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によつしたものとみなす。

附 則（平成5年3月31日規則第16号）

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第4条第2項の規定により交付された浄化槽清掃業許可書は、改正後の前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第4条第2項の規定により交付された浄化槽清掃業許可証とみなす。

3 この規則の施行前に改正前の規則第8条第1項の規定により交付された従業員証は、改正後の規則第8条第1項の規定により交付された従事者証とみなす。

附 則（平成10年3月13日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第41号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月25日規則第77号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第25号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（令和4年1月25日規則第3号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

(3) 前橋市浄化槽清掃業指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽に関する行政の円滑な運営を図るため、前橋市浄化槽清掃業許可等に関する規則（昭和60年前橋市規則第23号）第10条の規定に基づき、浄化槽清掃業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(浄化槽清掃業者の責務)

第2条 市長の許可を受けた浄化槽清掃業者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、業務の実施に際しては、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第11条に規定する事項を遵守し、当該浄化槽の機能が充分に発揮されるよう努めなければならない。

(汚泥の処理)

第3条 本市のし尿処理施設へ投入することができる汚泥は、本市の区域において許可業者が処理した汚泥に限るものとする。

(契約)

第4条 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を行うときは、事前に浄化槽管理者と書面で清掃の契約を締結しなければならない。

(清掃完了届)

第5条 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を完了したときは、当該月に係る分を翌月10日までに、浄化槽清掃完了届（様式第1号）により市長に報告しなければならない。

(印刷物等作成の事前協議)

第6条 浄化槽清掃業者は、ちらし、ステッカー、その他浄化槽の清掃に関する印刷物を作成する場合は、事前に市と協議し承認を受けなければならぬ。

(清掃済みステッカーの表示)

第7条 浄化槽清掃業者は、清掃委託を受けた浄化槽の清掃が完了したときは、清掃済みステッカー（様式第2号）を最も見やすい箇所に張り付け表示しなければならない。

(車両の表示と色の指定)

第8条 浄化槽清掃業者の使用する車両には、車体の両面に許可番号及び業者名を表示し、車体の色は市の指定する緑色を用いるものとする。

(料金の取り扱い)

第9条 料金は、作業終了を確認したのち徴収するものとし、浄化槽管理者の希望により前納する場合を除き前取りをしてはならない。

(投入量の制限)

第10条 浄化槽清掃業者は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年前橋市条例第6号）第2条第1項の規定に基づく一般廃棄物の処理計画により浄化槽汚泥を処理施設に投入するものとする。

2 この計画に違反して投入した浄化槽清掃業者に対しては、市長は、投入量を制限することができる。

(遵守事項)

第11条 浄化槽清掃業者は、この要綱に定めるほか、市長が必要と認めて指示した事項を遵守するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年3月15日より施行する。

(4) 前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成20年12月12日条例第46号）

（趣旨）

第1条 この条例は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第48条第1項の規定に基づき、浄化槽の保守点検を業とする者の登録の制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽保守点検業　浄化槽の保守点検を行う事業をいう。
- (2) 浄化槽保守点検業者　次条第1項又は第3項の登録を受けて浄化槽保守点検業を営む者をいう。
- (3) 営業区域　浄化槽保守点検業を営む区域をいう。
- (4) 浄化槽管理士　法第2条第11号に規定する浄化槽管理士をいう。
- (5) 浄化槽清掃業者　法第2条第9号に規定する浄化槽清掃業者をいう。
- (6) 浄化槽管理者　法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。

（登録）

第3条 本市の区域内において、浄化槽保守点検業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならぬ。

2 登録の有効期間は、当該登録を受けた日から起算して3年とする。ただし、最初の登録に係る有効期間は、当該登録を受けた日から起算して2年を経過した日後の最初の9月30日までとする。

3 前項に規定する有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 更新の登録の申請があった場合において、第2項に規定する有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、当該有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第4条 前条第1項又は第3項の登録（次条から第17条までにおいて「登録」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 本市の区域を営業区域とする営業所（以下「営業所」という。）の名称及び所在地
- (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- (4) 第11条第1項の規定により営業所に置く浄化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 申請者が第6条第1項第1号から第7号までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (2) 第11条第4項に規定する器具の明細を記載した書類
- (3) 営業所（複数の営業所が存する場合にあっては、営業所ごととする。）が連絡を取る予定の浄化槽清掃業者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）を記載した書類
- (4) 法人にあっては、その登記事項証明書
- (5) その他市規則で定める書類及び図面

（登録の実施等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、その登録をしなければならない。この場合において、当該登録は、次に掲げる事項を浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載して行うものとする。

- (1) 前条第1項各号に掲げる事項
 - (2) 登録の年月日
 - (3) 登録番号
 - (4) 登録の有効期間
- 2 市長は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録をした者に通知するとともに、浄化槽保守点検業者登録証（以下「登録証」という。）を交付しなければならない。
- 3 何人も、市長に対し、浄化槽保守点検業者に関する登録簿の謄本の交付又は閲覧を請求することができる。

（登録の拒否）

- 第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第4条第1項の申請書若しくは同条第2項の規定により添付する書類若しくは図面について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- (1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - (2) 第14条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
 - (3) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分に係る聴聞の期日及び場所の告示のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
 - (4) 第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - (5) 浄化槽保守点検業者で法人であるものが第14条第1項の規定により事業の停止を命ぜられた場合において、その処分に係る聴聞の期日及び場所の告示のあった日前30日以内にその浄化槽保守点検業者の役員であった者でその停止の期間が経過しないもの
 - (6) 浄化槽保守点検業に係る営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
 - (7) 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
 - (8) 第11条第1項、第2項及び第4項の規定のいずれかに違反した者

- 2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

- 第7条 浄化槽保守点検業者は、第4条第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その事実が発生した日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該登録簿の記載事項を変更するとともに、遅滞なく、その旨を当該浄化槽保守点検業者に通知するものとする。

（登録証の再交付等）

- 第8条 浄化槽保守点検業者は、第5条第2項の規定により交付を受けた登録証を汚損し、破損し、又は紛失したときは、速やかに市長に申請して、再交付を受けなければならない。
- 2 浄化槽保守点検業者は、登録証の再交付を受けた後、紛失した登録証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（廃業等の届出）

- 第9条 浄化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合において、当該各号に定める者は、その事実が発生した日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。
- (1) 死亡した場合 その相続人
 - (2) 法人が合併により消滅した場合 その役員であった者
 - (3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - (4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合 その清算人
 - (5) 本市の区域内における浄化槽保守点検業を廃止した場合 当該浄化槽保守点検業者であった者又はその役員であった者

2 净化槽保守点検業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該净化槽保守点検業者に係る登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第10条 市長は、前条第1項の規定による届出があったとき、登録がその効力を失ったとき、又は第14条の規定により登録を取り消したときは、登録簿から当該净化槽保守点検業者に係る登録を抹消しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録を抹消した場合は、遅滞なく、その理由を示して、その旨を前条第1項の規定による届出をした者又は当該净化槽保守点検業者であった者若しくはその代表者に通知しなければならない。

(净化槽保守点検業者の遵守義務等)

第11条 净化槽保守点検業者は、群馬県内に営業所を設置し、市規則で定める数の净化槽管理士を置かなければならない。

2 前項の净化槽管理士は、净化槽の保守点検の業務が適正に行われるよう、当該営業所の専任の者でなければならない。ただし、净化槽の管理基数が少ないと等相当の理由があるときは、この限りでない。

3 净化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、净化槽管理士に净化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。

4 净化槽保守点検業者は、営業所に市規則で定める器具を備えなければならない。

5 净化槽保守点検業者は、第1項、第2項及び前項の規定のいずれかに抵触したこととなったときは、その事実が発生した日から2週間以内に当該各項の規定に適合させるため必要な措置を執らなければならない。

6 净化槽保守点検業者は、净化槽の保守点検を行うときは、これを净化槽管理士に行わせ、若しくは実地に監督させ、又はその資格を有する净化槽保守点検業者が自ら行い、若しくは実地に監督しなければならない。

7 净化槽保守点検業者は、净化槽管理士に净化槽の保守点検を行わせるときは、市規則で定める身分を証する書面を携帯させなければならない。その資格を有する净化槽保守点検業者が自ら行う場合も、同様とする。

8 净化槽保守点検業者は、净化槽の保守点検の技術上の基準に従って净化槽の保守点検を行うこととし、その際当該净化槽について清掃が必要であると認められたときは、速やかに当該净化槽管理者に通知しなければならない。この場合において、净化槽管理者が当該净化槽の清掃を委託しているときは、併せて委託を受けている净化槽清掃業者に通知するものとする。

9 净化槽保守点検業者は、净化槽の保守点検を行ったときは、当該净化槽管理者に法第7条又は第11条の規定による水質に関する検査を受けるよう助言するものとする。

(標識の掲示)

第12条 净化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、営業所の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の市規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第13条 净化槽保守点検業者は、市規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し市規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

(登録の取消し等)

第14条 市長は、净化槽保守点検業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6か月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 不正の手段により登録を受けたとき。

(2) 第6条第1項第1号、第3号又は第5号から第8号までのいずれかに該当することとなったとき。

(3) 第7条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(4) 法第12条第1項の規定による助言、指導又は勧告に従わず、かつ、その情状が特に重いとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命じたときは、その旨及びその理由を当該処分に係る者に通知しなければならない。

(聴聞の方法の特例)

第15条 前条第1項の規定による登録の取消しに係る聴聞の期日における審理は、公開により行われなければならない。

(立入検査等)

第16条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対して、浄化槽の保守点検の業務に関し報告させることができる。

2 市長は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査を行うときは、その職員は、身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(手数料)

第17条 第4条第1項の規定により登録の申請をしようとする者、第5条第3項の規定による登録簿の謄本の交付を受けようとする者又は第8条第1項の規定による登録証の再交付を受けようとする者は、それぞれ次に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 登録の申請手数料 1件につき3万1,000円
- (2) 更新の登録の申請手数料 1件につき3万円
- (3) 登録簿の謄本交付手数料 用紙1枚につき400円
- (4) 登録証の再交付手数料 1件につき2,500円

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第3条第1項又は第3項の規定に違反して、市長の登録を受けないで浄化槽保守点検業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第3条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第14条第1項の規定による命令に違反した者

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第5項の規定に違反して措置を執らなかった者
- (2) 第11条第6項の規定に違反して浄化槽の保守点検を行った者
- (3) 第13条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- (4) 第16条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (5) 第16条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に群馬県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年群馬県条例第17号。以下「県条例」という。）第4条第1項の規定による群馬県知事の登録を受けた者が、施行日以後引き続き本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする場合は、その登録の有効期間の満了の日までは、その者を第3条第1項又は第3項の規定によ

り市長の登録を受けている者とみなす。その者がその登録の有効期間内に同項の規定により更新の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、登録又は登録の拒否の処分がある日までの間も、同様とする。

3 前項に定めるもののほか、県条例の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為で、施行日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

5 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日（以下この項から附則第7項までにおいて「編入日」という。）前に県条例第4条第1項の規定による群馬県知事の登録を受けた者が、編入日以後引き続き本市の区域内において浄化槽保守点検業を営もうとする場合（附則第2項の規定の適用を受けない場合に限る。）は、その登録の有効期間の満了の日までは、その者を第3条第1項又は第3項の規定により市長の登録を受けている者とみなす。その者がその登録の有効期間内に同項の規定により更新の登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請に対し、登録又は登録の拒否の処分がある日までの間も、同様とする。

[平20条例48・追加]

6 前項に定めるもののほか、県条例の規定により群馬県知事が行った処分、手続その他の行為で、編入日以後に、新たに市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

[平20条例48・追加]

7 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

[平20条例48・追加]

附 則（平成20年12月12日条例第48号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成21年5月5日から施行する。

附 則（平成23年12月9日条例第48号）

この条例は、民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第19号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(5) 前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則

(平成21年3月30日規則第36号)

前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則を次のとおり公布します。

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成20年前橋市条例第46号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び添付書類の様式)

第2条 条例第4条第1項の申請書は、浄化槽保守点検業登録・登録更新申請書とする。

2 条例第4条第2項第1号の書面は、誓約書とする。

3 条例第4条第2項第2号の書類は、器具明細書とする。

4 条例第4条第2項第3号の書類は、浄化槽清掃業者名簿とする。

(市規則で定める書類及び図面)

第3条 条例第4条第2項第5号の市規則で定める書類及び図面は、次のとおりとする。

(1) 法人にあっては、定款

(2) 個人にあっては、その者の住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(3) 申請者（申請者が法人である場合には、その役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）の略歴書。ただし、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあっては、その法定代理人（法定代理人が法人である場合には、その役員）の略歴書を含む。）

(4) 浄化槽の規模及び型式並びに浄化槽の保守点検の料金等を記載した浄化槽の保守点検の事業計画書

(5) 使用する予定の浄化槽の保守点検に関する記録票

(6) 条例第4条第2項第3号の浄化槽清掃業者との業務の提携が確実であることを証する書面

(7) 浄化槽管理士に係る浄化槽管理士免状の写し、略歴を記載した書面及び住民票の写し又は住民票記載事項証明書

(8) 浄化槽管理士が申請者に専属であることを証する書面

(9) 条例第11条第2項ただし書の規定により浄化槽管理士に2以上の営業所を兼任させようとする場合には、その理由を記載した書面

(10) 営業所の案内図及び平面図

(11) その他市長が必要と認める書類

(更新の登録)

第4条 条例第3条第3項の更新の登録の申請は、登録の有効期間の満了の日前30日までに行うものとする。

(登録簿)

第5条 条例第5条第1項に規定する登録簿は、浄化槽保守点検業者登録簿（以下「登録簿」という。）とする。

(登録証)

第6条 条例第5条第2項に規定する登録証は、浄化槽保守点検業者登録証とする。

(登録簿の謄本の交付)

第7条 条例第5条第3項の規定により登録簿の謄本の交付を請求しようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書を市長に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧)

第8条 条例第5条第3項の規定により登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧申請簿に住所、氏名、閲覧したい浄化槽保守点検業者の氏名又は名称及び閲覧理由を記入しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

(1) この規則又は係員の指示に従わない者

(2) 登録簿を汚損し、若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

3 登録簿の閲覧所を西部清掃事務所内に置く。

4 登録簿の閲覧時間は、前橋市の執務時間を定める規則（平成元年前橋市規則第18号）に規定す

る執務時間とする。

5 閲覧所の休日は、前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する休日とする。

6 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、第4項の閲覧時間を変更し、又は臨時に休日を設けることができる。

7 市長は、前項の規定により閲覧時間を変更し、又は臨時に休日を設ける場合は、その旨を閲覧所に掲示する。

（変更の届出）

第9条 条例第7条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業登録変更届出書に、次の各号に掲げる変更の内容に応じて、当該各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項の変更（届出人が個人である場合に限る。）住民票の写し（氏名の変更にあっては、旧氏名が記載されたものに限る。）又は住民票記載事項証明書

(2) 条例第4条第1項第1号に掲げる事項の変更（届出人が法人である場合に限る。）法人の登記事項証明書

(3) 条例第4条第1項第2号に掲げる事項（法人登記簿の変更を必要とする場合に限る。）の変更 法人の登記事項証明書

(4) 条例第4条第1項第3号に掲げる事項の変更 法人の登記事項証明書並びに新たに役員となる者がある場合にあっては、当該新たに役員となる者の条例第6条第1項第1号から第7号までに該当しない者である旨の誓約書及び略歴を記載した書面

(5) 条例第4条第1項第4号に掲げる事項の変更 戸籍謄本若しくはこれに代わる書面又は第3条第4号、第7号、第8号若しくは第9号の書類のうち、必要と認められるもの
（廃業等の届出）

第10条 条例第9条第1項の規定による届出は、浄化槽保守点検業廃業等届出書によるものとする。
（浄化槽管理士の数）

第11条 条例第11条第1項の市規則で定める数は、別表のとおりとする。
（器具）

第12条 条例第11条第3項の市規則で定める器具は、次のとおりとする。

(1) 水素イオン濃度指数測定器具

(2) 塩素イオン濃度測定器具

(3) 亜硝酸性窒素測定器具

(4) 残留塩素濃度測定器具

(5) 透視度計

(6) 汚泥沈殿率測定器具

(7) 溶存酸素濃度測定器具

(8) 温度計

(9) 回路計であって、抵抗及び交流電圧を測定することができる器具

(10) 水準器

(11) 空気流量計

(12) スカム汚泥厚測定器具

(13) スカム破碎器具

(14) スロット掃除器具

(15) 異物のかき上げに適する器具

2 前項に規定する器具の数は、それぞれ前条で規定する浄化槽管理士の数以上の数とする。

（浄化槽管理士証）

第13条 条例第11条第6項の市規則で定める身分を証する書面は、浄化槽管理士証とする。

2 前項の浄化槽管理士証には、浄化槽管理士の写真（申請前6か月以内に無帽で正面から上半身を撮影した縦4センチメートル横3センチメートルのもの）を添付し、浄化槽保守点検業者が当該浄化槽保守点検業者に専属である旨の証明を行うとともに、市長の確認を受けなければならない。

3 浄化槽管理士証の有効期限は、当該浄化槽管理士が専属する浄化槽保守点検業者の浄化槽保守点検業に係る登録の有効期間が満了する日までとする。

- 4 净化槽管理士は、净化槽管理士証を紛失したときは、速やかに、その旨を第2項の净化槽保守点検業者に届け出なければならない。
- 5 净化槽管理士は、新たな净化槽管理士証の交付を受けたとき、又は第2項の規定による净化槽保守点検業者の専属でなくなったときは、当該净化槽管理士証を净化槽保守点検業者に返還しなければならない。

(清掃の通知)

第14条 条例第11条第7項の規定による净化槽管理者への通知及び净化槽清掃業者への通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 净化槽管理者の氏名又は名称（净化槽清掃業者への通知に限る。）
- (2) 净化槽の設置場所
- (3) 净化槽の型式及び規模
- (4) 保守点検日
- (5) スカム厚、汚泥厚及びばっ気槽混合液の汚泥沈殿率
- (6) 引き抜き汚泥量及び特に清掃を必要とする場所

(標識の掲示)

第15条 条例第12条の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 登録番号及び登録年月日
- (3) 净化槽管理士の氏名及びその者が交付を受けた净化槽管理士免状の交付番号

2 条例第12条に規定する標識は、净化槽保守点検業者登録標識とする。

(帳簿の記載事項等)

第16条 条例第13条の市規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 净化槽管理者の氏名又は名称及び住所
- (2) 净化槽の設置場所
- (3) 净化槽の型式及び規模
- (4) 净化槽の保守点検の契約期間及び実施年月日
- (5) 净化槽の保守点検を実施した净化槽管理士の氏名及び净化槽管理士免状の交付番号
- (6) 第14条の通知をしたときは、その通知の日並びに清掃を必要とする場所及び内容
- (7) 净化槽の保守点検の契約金額

2 条例第13条に規定する帳簿は、净化槽の保守点検の契約を締結している净化槽ごとに作成しなければならない。

3 净化槽保守点検業者は、条例第13条に規定する帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後5年間当該帳簿を保存しなければならない。

(身分証明書)

第17条 条例第16条第3項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書とする。

(書類の様式)

第18条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 净化槽保守点検業登録・登録更新申請書
- (2) 誓約書
- (3) 器具明細書
- (4) 净化槽清掃業者名簿
- (5) 申請者の略歴書
- (6) 净化槽の保守点検業の事業計画書
- (7) 净化槽管理士の略歴書
- (8) 净化槽保守点検業者登録簿
- (9) 净化槽保守点検業者登録証
- (10) 净化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書
- (11) 閲覧申請簿
- (12) 净化槽保守点検業登録変更届出書
- (13) 净化槽保守点検業廃業等届出書

- (14) 净化槽管理士証
- (15) 净化槽保守点検業者登録標識
- (16) 身分証明書
- (その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日規則第14号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日規則第42号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市净化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

別表（第11条関係）

净化槽管理士の数

净化槽保守点検業者が置くべき净化槽管理士の数は、次の式により算出した数（その数に1未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り上げた数）以上の数とする。

$$2A + 3(B+C) + 4(D+E+F+G) + 6(H+I) + 12J + 26K + 52(L+M) \\ / 3000$$

注 この式において、A、B、C、D、E、F、G、H、I、J、K、L及びMは、净化槽保守点検業者が契約している净化槽に係る次の数値を、それぞれ示すものとする。

A 環境省関係净化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第1条第3号のみなし净化槽（以下「みなし净化槽」という。）のうち、散水ろ床方式、平面酸化方式又は地下砂ろ過方式のいずれかによるものの基数の合計

B みなし净化槽のうち、処理対象人員が20人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計

C 净化槽（みなし净化槽を除く。以下この表において「净化槽」という。）のうち、処理対象人員が20人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計

D みなし净化槽のうち、処理対象人員が20人以下であり、かつ、全ばっ気方式によるものの基数

E みなし净化槽のうち、処理対象人員が21人以上300人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計

F 净化槽のうち、処理対象人員が21人以上50人以下であり、かつ、分離接触ばっ気方式、嫌気ろ床接触ばっ気方式又は脱窒ろ床接触ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計

G 净化槽のうち、回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式のいずれかによるもので、K及びMのいずれにも該当しないものの基数の合計

H みなし净化槽のうち、処理対象人員が21人以上300人以下であり、かつ、全ばっ気方式によるものの基数

I みなし净化槽のうち、処理対象人員が301人以上であり、かつ、分離接触ばっ気方式、分離ばっ気方式又は単純ばっ気方式のいずれかによるものの基数の合計

J みなし净化槽のうち、処理対象人員が301人以上であり、かつ、全ばっ気方式によるものの基数

K 净化槽のうち、スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有し、かつ、回転板接触方式、接触ばっ気方式又は散水ろ床方式のいずれかによるものの基数の合計

L 净化槽のうち、活性汚泥方式によるものの基数

M 净化槽のうち、砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有し、かつ、回転板接触方式、接

触ばっ気方式又は散水ろ床方式のいずれかによるものの基数の合計

(6) 前橋市浄化槽指導要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例（平成20年前橋市条例第125号。以下「条例」という。）の施行に関し、前橋市浄化槽法施行細則（平成21年前橋市規則第37号）及び前橋市浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例施行規則（平成21年前橋市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 浄化槽の構造は、建築基準法第31条第2項に基づく屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号。以下「建設省告示」という。）に定めるもののほか、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) レストラン、中華料理店等の厨房施設から排出される油分の多い排水を合併処理する浄化槽にあっては、浄化槽の流入側に、当該油分の多い排水に対する適當な容量の油脂分離装置を設けていること。
- (2) 浄化槽の槽内には、槽が水平に設置されていることが確認できるよう2か所以上の水準目安標示線（越流せきを含む。）を設けていること。
- (3) 現場打ちの浄化槽にあっては、浄化槽設計業者の氏名、浄化槽工事業者の氏名、設置年月日、容量及び人員を明示した耐食性の標示板を、容易に確認できる位置に、脱落しないように取り付けたものであること。
- (4) 浄化槽のマンホールの蓋は、十分な耐力を有し、回転ロック式のものとするなど転落防止のための措置を講じたものであること。

2 浄化槽の設置は、原則として次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 浄化槽の保守点検、清掃等に支障のない場所に設置し、浄化槽の上部に、これらの作業を行うために必要な空間を有すること。
- (2) 浄化槽の設置場所は、飲料用井戸から5メートル以上離れていること。

3 放流先の条件は次のとおりとする。

- (1) 放流先は環境衛生上支障がなく、かつ、水量疎通が適當である水路等とすること。
- (2) 放流先が農業用水路等である場合には、原則としてその所有者又は管理者と協議を行うこと。
- (3) 放流先の選定に当たっては、市長の指導を受けること。
- (4) 浄化槽の放流水の地下浸透は、付近に適當な放流先が無く、かつ、次に掲げる基準に適合するときでなければならない。ただし、道路側溝に放流口を接続する際、道路管理者から放流量調整の目的で放出側に設置するますの一部を浸透構造とするよう指導を受けた場合であって、かつ、周辺の生活環境に支障がないと判断される場合はこの限りでない。
 - ア 原則として処理対象人員が100人以下の浄化槽であること。
 - イ 地下浸透処理装置の構造は、建設省告示第5の構造に準ずること。
 - ウ 地下浸透処理装置は、隣地境界線から、おおむね3メートル以上離れていること。
 - エ 付近に飲料用井戸があるときは、水平距離で30メートル以上離れていること。
 - オ 地下水位は、年間の一番高いときで、地表面から1.5メートル以上の深さにあること。

4 浄化槽の設置の届出等は次のとおりとする。

- (1) 法第5条第1項に規定する設置届出等を行う場合には、浄化槽設置届出書（浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出及び設置計画に関する省令（昭和60年厚生省・建設省令第1号。以下「共同省令」という。）別記様式第1号）又は浄化槽変更届出書（共同省令別記様式第2号）に次の書類を添付するものとする。ただし、イの書類については、型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む）及び浄化槽法第13条認定書の写しを添付することにより省略することができる。
 - ア 環境保全に関する誓約書（別記様式第1）
 - イ 設計計算書
- (2) 建築基準法第6条第1項又は同法第18条第2項の規定による建築物の建築等に関する申請又は通知の場合（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）には、建築確認申請書又は通知書に次の図書を添付するものとする。ただし、ウからカまでの図書については、型式適合認定書（別添仕様書及び図面を含む）及び浄化槽法第13条認定書の写しを添付することにより省略することができる。
 - ア 環境保全に関する誓約書（別記様式第1）
 - イ 浄化槽仕様書（別記様式第2）
 - ウ 構造図
 - エ 仕様書
 - オ 処理工程図
 - カ 設計計算書
 - キ 浄化槽を設置しようとする建築物の平面図
 - ク 付近の見取図（浄化槽の設置位置、給排水系統図、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を記載したものに限る。）

- (3) 建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項(第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定により確認を受けた建築物等の浄化槽の仕様を変更しようとするときは、(1)の浄化槽変更届出書によるものとする。ただし、次のアからエまでのいずれかに該当する変更については、建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による計画の変更の確認を受けなければならない。
- ア　処理対象人員の増加又は浄化槽人槽の減少を伴うもの
- イ　BOD除去率の低下又は放流水のBODの上昇を伴う浄化槽の変更を伴うもの(10人槽以下の一戸建ての住宅に供する場合の変更を除く)
- ウ　処理方式の変更を伴うもの(性能・能力の低下(処理できる人員の減少、放流水質(BOD等)の悪化)がなく、かつ大臣認定を受けているものに変更する場合を除く)
- エ　その他建築主事又は指定確認検査機関が必要と認めるもの
- (4) (3)の浄化槽変更届出書の添付書類は(1)によるほか、浄化槽仕様変更概要書(別紙)を添付しなければならない。
- (5) 浄化槽管理者は、設置届出等を行った場合((2)の場合を含む。)で、当該届出等の後に、浄化槽工事業者の変更又は共同省令第2条に該当する軽微な変更を行ったときは、浄化槽工事業者等変更報告書(別記様式第3)により、市長へ報告しなければならない。
- 5　浄化槽の工事は、共同省令第1条の浄化槽工事の技術上の基準に定めるもののほか、次によるものとする。
- (1) 浄化槽の基礎工事は、栗石地業等を行い、十分突き固めた上に捨てコンクリートを打つこと。なお、当該基礎工事の施工の状況は、工事写真等により記録し、保存するよう努めること。
- (2) 浄化槽の流入側には、配管のつまり等に対処するため、インバートますを設置すること。
- (3) 浄化槽の流出側には、放流水中の浮遊物質等が公共用水域に流出するのを防止すること等のため適當な大きさのますを設置すること。
- (4) 浄化槽の周囲(縁)には浄化槽を防護するためにコンクリート等を打つこと。
- (净化槽管理者の義務)
- 第3条　浄化槽管理者は、法第8条の保守点検を委託する場合には条例第3条第1項又は第3項の登録を受けた浄化槽保守点検業者に、法第9条の清掃を委託する場合は、法第35条第1項の許可を受けた浄化槽清掃業者に委託するものとする。
- 2　浄化槽管理者は、法第57条の規定により知事の指定を受けた者(以下「指定検査機関」という。)が、第7条の設置後の水質検査及び第11条の定期検査(以下「法定検査」という。)の結果を、市長に報告するものとする。
- 3　浄化槽管理者は、放流先付近の沈殿物の除去清掃を年2回以上実施するものとする。
- 4　新たに浄化槽管理者となった者は、浄化槽の適正な管理を期すため浄化槽教室(市が指定した、浄化槽の構造、維持管理、法令等についての講習をいう。)を受講するものとする。
- (保守点検)
- 第4条　環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号。以下「環境省令」という。)第5条第1項の使用開始直前の保守点検は、浄化槽管理者及び浄化槽工事業者の立ち会いのもとに、浄化槽保守点検業者が行うものとする。
- 2　浄化槽の保守点検は、環境省令第2条の保守点検の技術上の基準に従って行うほか、次の事項について留意するものとする。
- (1) 浄化槽の保守点検を行う場合には、法第11条の定期検査の結果を参考にして行うこと。
- (2) 浄化槽の正常な機能を維持するため、必要に応じて浄化槽への流入汚水、放流水、その他の水質及び汚泥の検査を行うこと。
- 3　保守点検の技術上の基準についての留意事項は次のとおりとする。
- (1) 環境省令第2条第7号及び第8号に規定する適正な溶存酸素量とは、接触ばつ気室にあっては室内均等におおむね $0.3\text{mg}/\text{l}$ 以上、接触ばつ気槽にあっては槽内均等におおむね $1.0\text{mg}/\text{l}$ 以上、ばつ気室にあっては室内均等におおむね $0.3\text{mg}/\text{l}$ 以上、ばつ気タンク、ばつ気槽にあってはタンク内又は槽内均等におおむね $1.0\text{mg}/\text{l}$ 以上、循環水路ばつ気方式の流路にあっては流路内均等におおむね $1.0\text{mg}/\text{l}$ 以上、回転板接触槽にあっては、槽内均等におおむね $1.0\text{mg}/\text{l}$ 以上、硝化用接触槽、再ばつ気槽及び硝化槽にあっては槽内均等におおむね $1.0\text{mg}/\text{l}$ 以上、脱窒用接触槽及び脱窒槽にあっては槽内均等におおむね $0\text{mg}/\text{l}$ であること。
- (2) 環境省令第2条第8号に規定する適正な混合液浮遊物質濃度とは、し尿のみを処理するもの(以下「単独処理浄化槽」という。)の場合は、混合液の30分間汚泥沈殿率がおおむね10%以上60%以下であること。また、合併処理を行うもの(以下「合併処理浄化槽」という。)で、長時間ばつ気方式及び循環水路ばつ気方式の場合はおおむね $3,000\sim6,000\text{mg}/\text{l}$ 、標準活性汚泥方式及び分注ばつ気方式の場合はおおむね $1,000\sim3,000\text{mg}/\text{l}$ 、汚泥再ばつ気方式の場合はばつ気タンクについてはおおむね $1,000\sim3,000\text{mg}/\text{l}$ 、汚泥再ばつ気タンクについてはおおむね $6,000\sim10,000\text{mg}/\text{l}$ 、硝化液循環活性汚泥方式の硝化槽及び脱窒槽にあってはおおむね $3,000\sim6,000\text{mg}/\text{l}$ であること。
- 4　保守点検の記録は次のとおりとする。
- (1) 浄化槽の保守点検を行う者は、環境省令第5条第1項の規定により使用開始直前の保守点検を行ったときは、使用開始直前の保守点検票(別記様式第4)によりその結果を記録するものとし、第

6条の規定により保守点検を行うときは、単独処理浄化槽にあっては、別記様式第6により、処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽にあっては別記様式第7-1により、その他の合併処理浄化槽にあっては別記様式第7-2により、その結果を記録すること。ただし、処理対象人員が50人以下の合併処理浄化槽にあっては別記様式第7-3により記録することで代えることができる。

- (2) 条例第13条に規定する帳簿は、別記様式第5によること。
(3) (1)に規定する様式については保守点検業務の実施に資するため必要に応じて所要の調整をして使用することが出来る。

5 凈化槽の保守点検を行う者は、浄化槽が次のいずれかに該当するときは、条例第11条第7項の規定に基づき、直ちに浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者に、浄化槽の清掃を実施する必要がある旨を通知するものとする。

- (1) 流入管きよ、インバートます、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
(2) スクリーンにあっては汚物等の付着による目詰まり又は閉塞が認められ、砂溜り及び沈殿槽にあっては沈殿物の堆積が認められ、かつ、それぞれ収集、運搬及び処分を伴う汚物等及び沈殿物の引き出しの必要性が認められたとき。
(3) 多室型一次処理装置、多室型腐敗室及び沈殿分離室にあっては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面が流出管若しくはバッフルの下端開口部からおおむね10cmに達したとき。
(4) 二階タンク型一次処理装置にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
(5) 変形二階タンク型一次処理装置及び変形多室型腐敗室にあっては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね10cmに達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね10cmに達したとき。
(6) 沈殿分離槽等一次処理装置にあっては、流出水の浮遊物質が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。
(7) 散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプます及び分水装置にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
(8) 流量調整タンク及び流量調整槽にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引出しの必要性が認められたとき。
(9) 平面酸化型二次処理装置の流水部にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
(10) 単純ばっ氣化型二次処理装置にあっては、著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。
(11) 地下砂ろ過型二次処理装置のろ過層にあっては、目詰り又は水位の上昇が認められたとき。
(12) 二階タンクの消化室にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。
(13) 二階タンクの沈殿室にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
(14) ばっ気室にあっては、30分間汚泥沈殿率がおおむね60%に達したとき。
(15) 汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、ばっ気槽又は流路において、混合液浮遊物質濃度が長時間ばっ気方式又は循環水路ばっ気方式のときにあってはおおむね6,000mg/リットル、標準活性汚泥方式再ばっ気方式のときにあっては、ばっ気タンクについておおむね3,000mg/リットル、汚泥再ばっ気タンクについてはおおむね10,000mg/リットルに達したとき。
(16) 汚泥移送有装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室にあっては、生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。
(17) 回転板接触槽にあっては、生物膜が過剰肥厚して回転板の閉塞のおそれが認められたとき又は当該槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められたとき。
(18) 重力返送式沈殿室及び汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池にあっては堆積汚泥が認められたとき。
(19) 別置型沈殿室及び汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池にあっては、スカム及び堆積泥の生成が認められたとき。
(20) 汚泥貯留タンク及び汚泥貯留槽にあっては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
(21) 汚泥濃縮貯留タンク及び汚泥濃縮貯留槽にあっては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。
(22) 消毒室、消毒タンク及び消毒槽にあっては、沈殿物が生成し又は放流水に濁りが認められたと

き。

- 6 条例第11条第8項の規定による通知は、浄化槽清掃通知書（別記様式第8）によるものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、保守点検に関する留意事項は次のとおりとする。
- (1) 保守点検の作業時においては、酸素欠乏等の防止及び落下防止等の安全衛生の保持に留意すること。
 - (2) 保守点検の作業後は、マンホール蓋等を密閉し、安全を確認するとともに周囲の後始末を十分に行うこと。

(清掃)

第5条 浄化槽の清掃は、年1回（全ばっ気方式の浄化槽にあってはおおむね6月に1回）行うほか、第4条第5項の清掃時期の判定に従い適宜行うものとする。

- 2 浄化槽の清掃は、環境省令第3条の清掃の技術上の基準に従って行うほか、次の事項について留意すること。
- (1) 浄化槽清掃業者は、浄化槽の清掃を行う場合には、浄化槽の保守点検結果及び法第11条の定期検査の結果を参考に行うこと。
 - (2) ばっ気室の汚泥等の引き出しへは、張り水後のばっ気室の混合液の30分間汚泥沈殿率が、おおむね10%以上15%以下になるように行うこと。
 - (3) 沈殿分離槽にあっては、スカムについては全量、堆積汚泥については可能な限り多量に引き出し、中間水については可能な限り引き出さないようすること。
 - (4) 接触ばっ気室又は接触ばっ気槽にあっては、生物膜を強制はく離した後、はく離汚泥を全量沈殿分離室、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥貯留槽に移送し、又は引き出すこと。
 - (5) 回転板接触槽において、生物膜を強制はく離したときは、はく離汚泥を全量回転板接触槽から引き出すこと。
 - (6) 合併処理浄化槽の二階タンクにあっては、汚泥は、有効消化室容量のおおむね20%を残して引き出すこと。

- 3 清掃を行う者は、環境省令第5条第2項及び第3項の記録として、浄化槽清掃記録票（処理対象人員が10人以下の合併処理浄化槽については別記様式第9-1、その他の浄化槽については別記様式第9-2）を清掃の都度3部作成した上で、浄化槽管理者及び保守点検業者にそれぞれ一部を送付し、一部を自ら保管するものとする。

- 4 前各項に定めるもののほか、清掃に関する留意事項は次のとおりとする。

- (1) 清掃作業時においては、酸素欠乏等の防止及び落下防止等の安全衛生の保持に留意すること。
- (2) 清掃作業後は、マンホール蓋等を密閉し、安全を確認するとともに周囲の後始末を十分に行うこと。
- (3) 汚泥の収集運搬を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を必要とするので、自らが当該許可を受けていない場合は、当該許可を受けた者に汚泥の収集運搬を行わせること。

(法定検査)

第6条 検査の実施方法については、次のとおりとする。

- (1) 法第7条の設置後等の検査（以下「7条検査」という。）は、検査対象浄化槽の全数を実施すること。
- (2) 法第11条の定期検査（以下「11条検査」という。）は、次により実施すること。
 - ア 51人槽以上の浄化槽（ウに掲げるものを除く。）
指定検査機関が水質、外観及び書類の検査の全項目を直接行う検査（以下「全項目11条検査」という。）を毎年実施すること。
 - イ 50人槽以下の浄化槽（ウに掲げるものを除く。）
浄化槽放流水のBOD検査を中心として実施し、その他の水質、外観及び書類の検査項目の一部を軽減して行う検査（以下「効率化11条検査」という。）を毎年実施すること。ただし、10年間に1回は、全項目11条検査を実施すること。
 - ウ 未管理浄化槽又は機能改善困難浄化槽
浄化槽の規模にかかわらず、全項目11条検査を実施すること。

- 2 検査の項目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるとおりとする。

- (1) 7条検査
 - ア 外観検査 設置状況（28項目）、設備の稼働状況（14項目）、水の流れ方の状況（24項目）、使用の状況（4項目）、悪臭の発生状況（2項目）、消毒の実施状況（2項目）及び蚊、はえ等の発生状況（1項目）
 - イ 水質検査 水素イオン濃度、汚泥沈殿率、溶存酸素量、透視度、塩化物イオン（塩素イオン）濃度、残留塩素濃度及び生物化学的酸素要求量
 - ウ 書類検査 浄化槽設置届出書、浄化槽変更届出書又は浄化槽仕様書及び使用開始直前に行った保守点検の記録票
- (2) 全項目11条検査
 - ア 外観検査 設置状況（28項目）、設備の稼働状況（14項目）、水の流れ方の状況（24項目）、使用の状況（4項目）、悪臭の発生状況（2項目）、消毒の実施状況（2項目）及び蚊、

はえ等の発生状況（1項目）

イ 水質検査 水素イオン濃度、溶存酸素量、透視度（処理対象人員が500人以下のものを除く。）、残留塩素濃度及び生物化学的酸素要求量

ウ 書類検査 净化槽保守点検帳簿、単独処理浄化槽保守点検票又は合併処理浄化槽保守点検票、浄化槽清掃通知書及び浄化槽清掃記録票

（3）効率化11条検査

ア 外観検査 沈殿槽におけるスカムの発生状況（1項目）、薬剤筒内の塩素剤の充填量と処理水と塩素剤の接触状況（2項目）、消毒槽内のスカム・汚泥の蓄積状況（1項目）、ばつ気装置の稼働状況（2項目）、好気性生物処理装置内液の外観（6項目）、流量調整タイプの場合は流量調整装置の稼働状況（1項目）、循環タイプの場合は循環装置の稼働状況（2項目）

イ 水質検査 生物化学的酸素要求量及び残留塩素濃度

ウ 書類検査 単独処理浄化槽保守点検票又は合併処理浄化槽保守点検票及び浄化槽清掃記録票

3 検査の申込みは次のとおりとする。

（1）浄化槽保守点検業者は、7条検査の実施時期を指定検査機関に通知すること。

（2）浄化槽管理者は、当該浄化槽が適正に設計及び施工され、所定の機能を發揮していることを確認するため、指定検査機関に7条検査の受検を申し込むこと。

（3）浄化槽管理者は、当該浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃が生活環境の保全及び公衆衛生上、支障がないことを確認するため、指定検査機関に11条検査の受検を申し込むこと。

4 7条検査の結果、指定検査機関から改善の指摘があった場合、その内容が設計に係るものにあっては、浄化槽工事業者は、設計者及び設置者（建築主）と協議の上、所要の改善を行うものとする。

5 7条検査又は全項目11条検査の結果、「不適正」と判定された浄化槽への対応は、次のとおりとする。

（1）不適正浄化槽について、文書による改善指導を行い、浄化槽管理者から改善報告書の提出を求める。

（2）改善指導通知の発送年月日から2か月を過ぎても改善報告書が提出されない場合は、浄化槽管理者に対して、改善報告書を提出するように督促する。

（3）改善状況の確認については、浄化槽保守点検業者又は浄化槽工事業者と連携を取りながら実施し、必要に応じて、実地に改善状況の確認を行う。

（4）改善報告書の提出された浄化槽の改善状況について、指定検査機関の管理する「検査結果システム」により、市長へ報告する。

6 前各項に定めるもののほか、法定検査に関する事項は指定検査機関が別に定める各種要綱、要領及び細則等による。

（関係者の責務）

第7条 浄化槽製造業者及び浄化槽工事業者の責務は次のとおりとする。

（1）浄化槽製造業者及び浄化槽工事業者は、合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、浄化槽管理者、技術管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者に対して、当該浄化槽の管理についての指導及び啓発を行いうものとする。

（2）浄化槽工事業者は、浄化槽工事を行う場合は、共同省令第1条及びこの要綱第2条第5項に定めるところによるほか、設置しようとする浄化槽について、設置の届出等の有無を確認するものとする。なお、この場合、設置の届出等の手続が行われていないことが確認されたときは、設置者に対して、法又は建築基準法に定める手続を履行するよう助言し、その手続が完了するまでの間、当該浄化槽の工事を行わないこととする。

（3）浄化槽工事業者は、工事を行った浄化槽の管理者に対して、7条検査を受検するよう助言するとともに、当該浄化槽管理者の申し出を受けたときは、当該浄化槽管理者の代理人として、当該7条検査に係る指定検査機関に対する手続を行うものとする。

2 環境省令第55条第1項第5号に規定する者（以下「検査員」という。）は、法定検査を行うに当たっては、浄化槽法第7条第1項及び第11条第1項に規定する浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項（平成19年環境省告示第64号。以下「環境省告示」という。）の内容に従い行うものとし、検査の結果必要な改善について、検査終了後、直ちに浄化槽管理者に対して助言を行うものとする。

3 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理者の委託を受けて、浄化槽の保守点検を行うときは、当該浄化槽が設置の届出等が行われたものであることを確認した上で、法第8条及びこの要綱第4条に定めるところにより実施するとともに、次によること。

（1）要綱第4条第1項による使用開始直前の保守点検を行ったときは、浄化槽管理者に対して、環境省令第1条に定める使用の準則に基づく浄化槽の使用方法を指導する。また、法第10条の2第1項に定める使用開始の報告を行うよう助言し、その手続について協力するものとする。

（2）保守点検を委託した浄化槽の管理者に対して、11条検査を受検するよう助言するとともに、当該浄化槽管理者の申し出があったときは、当該浄化槽管理者の代理人として、当該11条検査に係る手続を行うものとする。

（3）保守点検の委託を受けた浄化槽について、技術管理者の変更又は浄化槽管理者の変更があった場合は、浄化槽管理者（浄化槽管理者の変更の場合にあっては新たに浄化槽管理者となった者）に対

して、法第10条の2第2項又は同条第3項に定める報告を行うよう助言し、その手続について協力するものとする。

(事故等発生時の取り扱い)

第8条 净化槽の故障、破損その他の原因により汚水等が公共用水域等に流出し、又は流出するおそれがあるときは、浄化槽管理者は、直ちに市長に通報するとともに、周辺の汚染を防止するための対策を講じ、当該浄化槽を速やかに復旧させるものとする。この場合において、当該浄化槽管理者に対して必要な指示を与えるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(7) 前橋市移動公衆便所貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市移動公衆便所（以下「便所」という。）の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出範囲)

第2条 便所の貸出範囲は次のとおりとする。

- (1) 市内の自治会・子供会及び学校等の公共的性格を有する団体が主催する集会又は催し等に使用する場合
- (2) 国、地方公共団体及びこれに準ずる公益団体等が公益上の目的で使用する場合
- (3) 前各号のほか、市長が特に必要と認める場合

(貸出期間)

第3条 便所の貸出期間は、3日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(貸出しの申請)

第4条 便所の貸出しを受けようとする者は、貸出日の7日前までに移動公衆便所貸出申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出しの承認)

第5条 前条の規定による申請があったときは、市長は申請の内容を審査のうえ、承認したときは移動公衆便所貸出承認書（第2号様式）を申請者に交付する。ただし、市長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、貸出しの承認を見合わすものとする。

- (1) 公益上不適当と認められるとき。
- (2) 管理及び設置上支障があると認められるとき。
- (3) その他特に貸し出すことが不適当と認められるとき。

(貸出条件)

第6条 貸出しの承認にあっては、次の条件を付するものとする。

- (1) 貸出中の維持管理は、申請者の責任において行うこと。
- (2) 使用目的以外の目的に使用し、又は第3者に転貸してはならない。
- (3) 使用者の責めに帰すべき事由により、減失若しくはき損又は汚損したときは、市の指示に従い返還の際、その損害を賠償し、又は原状に復さなければならない。
- (4) 市が災害その他止むを得ない事情で特に必要とするときは、その承認期間中においても、承認を取消すことができる。
- (5) その他市の係員の指示に従うこと。

(貸出料)

第7条 第5条の規定により貸出しを承認された者は、1台1日につき貸出料として3,660円を前納するものとする。

(貸出料の減免)

第8条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、前条の貸出料を減免することができる。

(減免申請)

第9条 前条の貸出料の減免を受けようとする者は、移動公衆便所貸出料減免申請書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(貸出料の不還付)

第10条 貸出料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、還付できるものとする。

- (1) 第6条第4号の規定により貸出しの承認を取り消した場合
- (2) 使用者が貸出日の2日前までに貸出承認の取消しの申出をし、市長が正当の事由があると認めた場合

附 則

この要綱は、昭和52年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(8) 前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例

(昭和54年6月23日条例第30号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地域し尿処理施設の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「地域し尿処理施設」とは、計画処理区域における水洗便所のし尿及び家庭雑排水を処理する施設の総体をいう。

2 この条例において「計画処理区域」とは、住宅団地においてし尿及び家庭雑排水の集合処理を目的として市長が定めた地域をいう。

(設置)

第3条 市民の生活環境の改善を図るため、本市に地域し尿処理施設を設置する。

(名称及び位置)

第4条 地域し尿処理施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
前橋市下川町住宅団地排水処理施設	前橋市下川町57番地8
前橋市城南住宅団地排水処理施設	前橋市鶴が谷町31番地10
前橋市新堀西住宅団地排水処理施設	前橋市新堀町318番地11

(利用の届出)

第5条 計画処理区域に居住する者で地域し尿処理施設を利用するもの(以下「利用者」という。)は、利用を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(使用料)

第6条 使用料の額は、前橋市公共下水道条例(昭和37年前橋市条例第54号)第16条に定める一般用基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要があると認めたときは、前条の規定による使用料を減免することができる。

(管理の委託)

第8条 市は、地域し尿処理施設の管理を委託することができる。

(委託料)

第9条 前条の規定により地域し尿処理施設の管理を委託した場合は、市は、管理に必要な費用の全部又は一部を受託者に支払う。

(準用規定)

第10条 この条例に定めるもののほか、地域し尿処理施設の維持管理に必要な事項に関しては、前橋市公共下水道条例の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「公共下水道」とあるのは「地域し尿処理施設」と、「管理者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和54年9月1日から施行する。

(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)

2 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村(次項において「合併前の町村」という。)を廃し、その区域を前橋市に編入する日(次項において「編入日」という。)前に大胡町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成8年大胡町条例第1号。以下「大胡町条例」という。)、宮城村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成15年宮城村条例第2号。以下「宮城村条例」という。)又は粕川村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成5年粕川村条例第3号。以下「粕川村条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 合併前の町村の処理区域における使用に係る使用料は、編入日前の直近の使用水量検針から編入日以後の直近の使用水量検針までの間の使用水量に係る使用料についてはこの条例を適用

し、編入日前の直近の使用水量検針までの使用水量に係る使用料についてはそれぞれ大胡町条例、宮城村条例又は粕川村条例の例による。

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

- 4 勢多郡富士見村（次項において「合併前の富士見村」という。）を廃し、その区域を前橋市に編入する日（次項において「編入日」という。）前に富士見村農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成11年富士見村条例第6号。以下「富士見村条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 5 合併前の富士見村の処理区域における使用に係る使用料は、編入日前の直近の使用水量検針から編入日以後の直近の使用水量検針までの間の使用水量に係る使用料についてはこの条例を適用し、編入日前の直近の使用水量検針までの使用水量に係る使用料については富士見村条例の例による。

附 則（昭和55年6月28日条例第30号）

この条例の施行期日は、市規則で定める。

（昭和55年規則第33号で昭和55年9月1日から施行）

附 則（昭和59年12月6日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月13日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月24日条例第5号）

この条例の施行期日は、市規則で定める。

（昭和62年規則第16号で第4条の表の規定のうち、前橋市萱野住宅団地排水処理施設の規定は、昭和62年7月1日から施行、前橋市公田地区集落排水処理施設の規定の施行期日は昭和62年5月1日から施行）

附 則（平成元年3月28日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成元年4月1日から施行し、改正後の第6条の規定は、平成元年6月分の使用料から適用するものとし、前橋市下増田地区集落排水処理施設の改正規定は、市規則で定める日から施行する。

（平成元年規則第27号で第4条の表に前橋市下増田地区集落排水処理施設の項を加える改正規定は平成元年8月1日から施行）

附 則（平成2年3月28日条例第5号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年9月22日条例第30号）

この条例は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成6年9月27日条例第32号）

この条例は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年5月7日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第8号） 抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

（前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 第5条の規定による改正後の前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る料金から適用する。

- 7 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く地域し尿処理施設使用者の平成9年4月及び5月の使用水量検針分の使用水量に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月23日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月31日条例第12号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年12月9日条例第36号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条の規定は、平成12年4月の使用水量検針分の2分の1及び同年5月の使用水量検針分の全部の使用水量に係る使用料から適用する。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前橋市清里前原住宅団地排水処理施設を使用していた者で、施行日以後引き続き公共下水道を使用するものは、平成12年5月の使用水量検針までは、引き続き地域し尿処理施設を使用したものとみなす。

附 則（平成13年9月14日条例第22号）

この条例は、平成13年12月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日条例第8号）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に供用を開始している農業集落排水処理施設の計画処理区域内の建築物の所有者については、改正後の第5条の規定は、適用しない。

附 則（平成16年9月15日条例第19号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。

附 則（平成18年3月17日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年12月12日条例第56号）

この条例は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年12月12日条例第62号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、第4条第1号の表の改正規定（前橋市荒砥北部地区集落排水処理施設に係る部分を除く。）並びに附則に見出し及び2項を加える改正規定は、同年5月5日から施行する。

附 則（平成21年9月11日条例第32号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年9月14日条例第41号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第3号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 8 第8条の規定による改正後の前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の使用に係る料金について適用する。

- 9 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く地域し尿処理施設使用者の平成26年4月及び5月の使用水量検針分の使用水量に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月30日条例第18号）

この条例は、市規則で定める日から施行する。

（平成29年規則第11号で平成29年4月1日から施行）

附 則（平成31年3月28日条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 9 第9条の規定による改正後の前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用する。

- 10 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く地域し尿処理施設利用者の平成31年10月及び11月の使用水量検針分の使用水量に係る使用料の額については、なお従前の例による。

附 則（令和4年12月13日条例第51号）抄

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(9) 前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(昭和54年8月31日規則第29号)

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年前橋市条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用月)

第2条 条例第6条に規定する使用料の額の算定の基礎となる使用月（地域し尿処理施設の使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1か月の期間をいう。）の始期及び終期は、次のとおりとする。

- (1) 水道水を使用した場合は、前橋市水道事業給水条例（平成5年前橋市条例第19号）第27条第1項の規定による直前の定例日の翌日から次の月の定例日までとする。

- (2) 水道水以外の水を使用した場合は、前号の例による。

(排水設備の設置基準)

第3条 排水設備を取付ます等へ固着させる基準は、次のとおりとする。

- (1) し尿及び家庭雑排水（以下「汚水」という。）を排除するための排水設備は、汚水ますの底部上流端の接続孔に管底高に食い違いの生じないよう、かつ、ますの内壁に突き出さないようにさし入れ、その周囲を接着剤及び防水目地材で固着する。
- (2) 取付ますは、排水設備と取付管との接続箇所に設け、その位置は排水設備の設置者の宅地内で公道との境界に接する箇所とする。
- (3) 雨水を排除するための排水設備は取付ます等に接続してはならない。

(水洗便所の設置基準)

第4条 条例第2条第2項に規定する計画処理区域内における水洗便所工事の基準は、次のとおりとする。

- (1) 便器は、使用に当たり完全に洗浄できる装置とする。
- (2) 洗浄用水槽は、洗浄のため相当の水圧が得られる高さに設置する。
- (3) 洗浄用水槽と大便器を連結する管は、内径30ミリメートル以上とする。

(附帯設備)

第5条 配水設備を設置するときは、次の附帯設備を設けなければならない。ただし、第4号については、油脂類遮断装置の設置により既存の排水設備に支障が生じる場合は、この限りでない。

- (1) 水洗便器、浴室、流し場等の汚水流出箇所には、防臭装置を設ける。
- (2) 浴室、流し場等の汚水流出箇所には、ごみよけ装置を設ける。
- (3) 土砂を多量に含む汚水流出箇所には、沈砂装置を設ける。
- (4) 油脂類を多量に含む汚水流出箇所には、油脂類遮断装置を設ける。
- (5) 地下室その他汚水の自然流下が十分でない場所においては、ポンプ施設等を設けて排水する。

(排水設備工事の確認)

第6条 条例第4条に規定する地域し尿処理施設を利用しようとする者が、排水設備の新設、増設又は改造（以下これらを「新設等」という。）の工事を行おうとするときは、排水設備工事確認申請書（様式第1号）によるものとし、平面図その他必要に応じ、工事設計書又は次の書類を添付し、工事に着手する日の7日前までに提出するものとする。

- (1) ポンプ施設を設けるときは、その構造、能力、形状、寸法等を表示した縮尺20分の1以上の構造詳細図
- (2) 他人の排水設備を使用するときはその同意書

(排水設備の新設等の工事の施行)

第7条 排水設備の新設等の工事は、前橋市公共下水道条例（昭和37年前橋市条例第54号）第6条第1項に規定する指定工事店でなければ施行してはならない。

(工事の完成届)

第8条 排水設備の新設等の工事が完成したときの届出は、排水設備工事完成届（様式第2号）によるものとする。

(利用の開始の届出)

第9条 条例第5条に規定する利用の開始の届出は、地域し尿処理施設使用開始（変更・中止・廃止）届（様式第3号）によるものとする。

(井戸使用の汚水排出量の認定)

第10条 井戸を使用する場合の汚水排出量の認定は、次のとおりとする。

- (1) 動力式揚水設備がなく、かつ、家事のみに使用される井戸については、一世帯5人までは1か月8立方メートル、5人を超える場合は、その1人を増すごとに2立方メートルを加えた量をもって汚水の排出量とみなす。
- (2) 前号の井戸が水道と併用されている場合の井戸に係る汚水の排出量は、1人1か月1立方メートルとみなす。
- (3) 動力式揚水設備がなく、かつ、家事以外に使用される井戸については、使用者の世帯人口、業態、水の使用状況その他の事実を考慮して、汚水の排出量を認定する。
- (4) 動力式揚水設備のある井戸については、揚水設備の性能、電力消費量、使用者の世帯人口、業態、水の使用状況その他の事実を考慮して、汚水の排出量を認定する。
- (5) 使用者が前各号のいずれにも該当しない場合の汚水の排出量は、これらの規定を勘案して認定する。

(権限の委任)

第11条 この規定に定める市長の権限に属する事務及び地域し尿処理施設の使用料の徴収に係る事務を公営企業管理者に委任する。

附 則

この規則は、昭和54年9月1日から施行する。

附 則（平成元年7月12日規則第30号）

- 1 この規則は、平成元年8月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に改正前の規則の規定により作成されている申請書等の用紙は、改正後の規定にかかわらず、その使用終了までの間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成5年3月31日規則第17号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月26日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月28日規則第30号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第25号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（平成15年3月28日規則第20号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市地域し尿処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間、使用することができる。

(10) 令和4年度前橋市一般廃棄物(し尿)収集運搬業者に対する補助(し尿収集手数料市民負担軽減助成金)交付要項

令和4年4月1日から適用

取扱担当課

前橋市役所環境部ごみ収集課ごみ収集係

電話 027-253-1009 (直通)

電子メールアドレス gomisyusyu@city.maebashi.gunma.jp

本補助金（助成金）の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的		市民の負担軽減と衛生的な市民生活の安定を図り、し尿収集運搬業者となる者の健全な経営を図ることにより、し尿収集運搬業の円滑な推進を図ることを目的とします。	
内容	補助事業者	本市において、し尿収集運搬業の許可を受けている事業者とします。	
交付の対象となる事業及び対象経費		対象事業	し尿収集運搬業
		対象経費	一般世帯で、汲み取り便所又は改良式便所を有する家庭のし尿収集運搬手数料 給料手当・法定福利費・福利厚生費・燃料費・水道光熱費・事務用品費・消耗品費・修繕費・租税公課・保険料・通信費・諸会費・雑費・交際費・賃借料・減価償却費・図書費・旅費交通費・支払手数料・借入返済金・管理諸費・広告宣伝費・会議費
交付金額		1 様助単価（160円）×補助対象月数（12月）×補助対象人員数（R4.4.1現在の対象人員数） 2 次の①と②の合計額 従量制による前年度の年間収集量（リッ）／1回の収集量（36リッ）×補助単価（5円） (従量制による前年度の年間収集量が算出できない場合は、従量制世帯の人員按分により算出する)	
交付条件		1 補助事業者は、補助事業の遂行に関する報告及び実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければなりません。 2 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等を常備し、事業終了後5年間保存し、提出を求められた場合は、これに応じなければなりません。 3 補助事業者は、前橋市補助金等交付規則（平成10年前橋市規則第34号）、この要項及び補助金交付決定通知書に記載の交付条件を遵守し、事業を行わなければなりません。	

交付申請の手續等	交付申請の方 法、時期等	<p>令和4年5月6日までに、次の書類により申請してください。 なお、押印は省略することができます。</p> <p>また、押印を省略した場合は、電子メールによる提出も可能です（実績報告、請求も同じです。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交付申請書 2 添付書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 許可証の写し 									
	交付決定の時 期等	申請書類等の審査及び調査を行い、受理した日から14日以内に、交付の可否、金額、条件等を決定し、通知します。									
	請求の方法、 支払時期等	<ol style="list-style-type: none"> 1 概算払により請求する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業の遂行上必要があるときは、概算払による補助金の交付を請求することができます。 <p>概算払い希望する場合は、交付決定後、次の書類により請求をしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 補助金概算払請求書 イ 概算払を必要とする理由書 ウ 収支予算書 (2) 概算払の支払時期及び上限額については、以下四半期ごとに、交付決定額の1／4以内で請求することができます。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>期 別</th> <th>第1四半期</th> <th>第2四半期</th> <th>第3四半期</th> <th>第4四半期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支払月</td> <td>5月</td> <td>7月</td> <td>10月</td> <td>1月</td> </tr> </tbody> </table> (3) 実績報告書の提出後、補助金額が確定しますので、補助金額が確定した後、補助金の未交付分があるときは、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。 <ol style="list-style-type: none"> 2 概算払によらずに請求する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 実績報告書の提出後、補助金額を確定します。 (2) 補助金額が確定した後、補助金精算書兼交付請求書により請求してください。 3 上記請求書の内容を確認し、受理した日から30日以内に支払います。 	期 別	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	支払月	5月	7月	10月
期 別	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期							
支払月	5月	7月	10月	1月							
対象事業等 が、変更、中 止又は廃止と なった場合の 手続き	<ol style="list-style-type: none"> 1 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、変更等の手続が必要となります。 2 上記の場合は、変更等を行う前に、変更承認申請書を提出し、承認の決定を受けなければなりません。 										
変更等承認決 定の時期	変更等承認申請書を受理した日から14日以内に、承認の可否を決定し、通知します。										

実績報告書の提出等	<p>1 事業が完了した日から30日以内に、次の書類により報告してください。</p> <p>(1) 実績報告書 (2) 添付書類 ア 事業実績書 イ 収支決算書 ウ その他参考となる書類</p> <p>2 上記により提出された書類等の審査及び調査を行い、補助金額を確定します。</p>
交付決定の取消し又は補助金の返還	<p>1 次の場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により、交付決定又は交付を受けたとき。 (2) 補助金を他の用途に使用したとき。 (3) この要項、交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。</p> <p>2 次の場合は、指定した期限までに補助金を返還しなければなりません。</p> <p>(1) 補助金の交付を受けた後、補助金の交付決定を取り消された場合、取消に係る部分の金額 (2) 交付を受けた補助金額が、交付の対象となる事業及び経費の実績額に基づき積算し、確定した額を越える場合、その超える部分の金額</p>
様式	<p>申請書等の書式</p> <p>1 交付申請書（様式第1号） 2 交付決定通知書（様式第2号） 3 変更等承認申請書（様式第3号） 4 変更等承認通知書（様式第4号） 5 実績報告書（様式第5号） 6 補助金額確定通知書（様式第6号） 7 補助金概算払請求書（様式第7号） 8 補助金精算書兼交付請求書（様式第8号）</p>

3 環境衛生

(1) 前橋市あき地の環境管理に関する条例（昭和50年3月28日条例第8号）

(目的)

第1条 この条例は、あき地に繁茂した雑草等が放置されているために、火災等の発生の原因となり、かつ、清潔な生活環境を保全することができないことにかんがみ、雑草等を除去するために必要な事項を定め、もって住民生活の安定と公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条に規定する市街化区域の区域内の土地及び特に市長が認めた土地で、人が生活のために直接使用していないもの（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等の敷地を除く。）をいう。
- (2) 雜草等 草木のうち食用、観賞等、人の生活に密接な関係のある目的で植栽されている以外のもの、又は枯れた状態にあるものをいう。
- (3) 管理不善な状態 雜草等が繁茂し、そのまま放置されているため、火災等の発生及び近隣の生活環境を著しく損なうような状態をいう。
- (4) 所有者 あき地の所有者又は管理人をいう。

(所有者の義務)

第3条 所有者は、当該あき地が管理不善な状態にならないように、常に留意するとともに、環境の保全には最善の努力を払わなければならない。

(除草等の勧告及び命令)

第4条 市長は、あき地が管理不善な状態にあり住民の生活環境が損なわれていると認めたときは、当該所有者に対して雑草の刈取り、除去等（以下「除草等」という。）必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

(立入調査)

第5条 市長は、前条の規定により勧告若しくは命令を行おうとするとき、又は同条の規定により命令の履行状況を調査するため必要があると認めたときは、必要な限度において、当該職員をしてあき地に立ち入って調査させ、又は関係人に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（平成8年5月7日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日条例第22号）

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の前橋市あき地の環境管理に関する条例第5条第1項に規定する申出を受けた代行については、なお従前の例による。

附 則（平成27年6月26日条例第41号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

(2) 前橋市あき地の環境管理に関する条例施行規則（昭和50年3月31日規則第6号）

（勧告書及び履行期限）

第1条 前橋市あき地の環境管理に関する条例（昭和50年前橋市条例第8号。以下「条例」という。）

第4条第1項の規定による除草等必要な措置に係る勧告は、除草等措置勧告書（様式第1号）により行うものとし、履行期限は、勧告を発した日から30日以内とする。

（命令書及び履行期限）

第2条 条例第4条第2項の規定による除草等必要な措置に係る命令は、除草等措置命令書（様式第2号）により行うものとし、履行期限は、命令を発した日から15日以内とする。

（身分証明書）

第3条 条例第5条第2項の規定による職員の身分を示す証明書は、様式第3号によるものとする。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、特別な事項については、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日規則第10号） 抄

1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日規則第17号）

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年6月4日規則第30号）

この規則は、昭和56年6月20日から施行する。

附 則（昭和58年3月29日規則第14号） 抄

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年9月22日規則第36号） 抄

（施行期日）

1 この規則は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第21号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第28号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第25号）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（平成21年3月30日規則第55号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第30号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(3) 前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例

(平成25年12月11日条例第55号)

(目的)

第1条 この条例は、路上喫煙及びポイ捨ての防止に関し、市、事業者及び市民等の責務を明らかにするとともに、必要な事項を定めることにより、清潔できれいなまちづくりを推進し、道路等における喫煙マナー及び環境美化意識の向上を図り、もって市民等の安全で快適な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路上喫煙 道路等において喫煙することをいう。
- (2) 道路等 道路、公園その他の公共の場所（室内又はこれに準ずる環境にあるものを除く。）をいう。
- (3) 吸い殻・空き缶等 飲食物を収納していた缶、瓶、ペットボトルその他の容器又は包装、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類するものをいう。
- (4) ポイ捨て 回収容器その他の定められた場所以外の場所に吸い殻・空き缶等をみだりに捨てるなどをいう。
- (5) 事業者 市内で事業活動を行う全ての者をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (7) 土地所有者等 市内に土地を所有し、占有し、又は管理する者をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、路上喫煙及びポイ捨ての防止に向けて必要な施策を総合的かつ効率的に推進するものとする。

2 市は、路上喫煙及びポイ捨ての防止に関し、事業者及び市民等に対して意識の啓発を図るとともに、市民等による自主的な活動及び協力を求めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、事業所及びその周辺並びに事業活動を行う地域において、清掃活動を実施するよう努めなければならない。

2 たばこの製造又は販売を行う事業者は、路上喫煙の防止のための自主的な取組を推進し、広く喫煙マナーの向上を図るよう努めなければならない。

3 自動販売機の設置又は管理を行う事業者は、その販売する場所に吸い殻・空き缶等を回収する設備を設けるとともに、これを適正に維持管理するよう努めなければならない。

4 事業者は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、ポイ捨てを防止するため、自ら生じさせた吸い殻・空き缶等を持ち帰り、又は適正に処理しなければならない。

2 市民等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地に吸い殻・空き缶等が捨てられないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力しなければならない。

(行事等を主催する者の責務)

第7条 道路等において行事等を主催する者は、路上喫煙及びポイ捨ての防止について必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(路上喫煙の防止等)

第8条 何人も、吸い殻入れが設置されていない場所においては、路上喫煙をしないよう努めなければならない。

2 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

(路上喫煙防止重点区域の指定)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するため、特に路上喫煙を防止する必要があると認める

区域を路上喫煙防止重点区域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、日時を限って行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ当該区域の住民、関係団体等の意見を聴くものとする。

4 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による指定を変更し、又はその指定を解除することができる。

5 第1項の規定による指定及び前項の規定による変更又は解除は、その区域を告示することにより行うものとする。

(ポイ捨て防止重点区域の指定)

第10条 市長は、この条例の目的を達成するため、特にポイ捨てを防止する必要があると認める区域をポイ捨て防止重点区域として指定することができる。

2 前条第2項から第5項までの規定は、ポイ捨て防止重点区域について準用する。

(施策の重点実施)

第11条 市長は、路上喫煙防止重点区域において路上喫煙、ポイ捨て防止重点区域においてポイ捨ての防止についての施策を重点的に実施するものとする。

(路上喫煙防止重点区域内における喫煙の禁止)

第12条 何人も、路上喫煙防止重点区域内においては、路上喫煙をしてはならない。ただし、道路等を管理する権限を有する者が指定した場所にあっては、この限りでない。

(指導、勧告及び命令)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、是正するために必要な指導又は勧告をすることができる。

(1) 第8条第2項の規定に違反した者

(2) 前条の規定に違反した者

2 市長は、前項の指導又は勧告に従わない者に対し、是正に必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(前橋市行政手続条例の適用除外)

第14条 前条第2項の規定による命令については、前橋市行政手続条例（平成9年前橋市条例第44号）第3章の規定は、適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(過料)

第16条 第13条第2項の規定による命令に違反した者は、2万円の過料に処する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(4) 前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例施行規則

(平成26年3月17日規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、前橋市路上喫煙及びポイ捨ての防止に関する条例（平成25年前橋市条例第55号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙防止重点区域の指定に係る告示)

第2条 条例第9条第5項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 区域の名称

(2) 区域の範囲

(3) 区域として指定し、変更し、又は解除する期日

(ポイ捨て防止重点区域の指定に係る告示)

第3条 条例第10条第2項において準用する条例第9条第5項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 区域の名称

(2) 区域の範囲

(3) 区域として指定し、変更し、又は解除する期日

(勧告及び命令)

第4条 条例第13条第1項の規定による勧告は、勧告書により行うものとする。

2 条例第13条第2項の規定による命令は、命令書により行うものとする。

(告知及び弁明の機会の付与)

第5条 市長は、条例第16条の規定により過料の処分（以下「過料処分」という。）を行おうとするときは、過料処分を受ける者に対し、あらかじめ告知・弁明書により告知し、期限を定めて弁明の機会を付与するものとする。

(過料)

第6条 条例第16条の規定による過料処分は、過料処分決定通知書により行うものとする。

(身分証明書の携帯等)

第7条 過料処分に係る事務に従事する者は、身分証明書を携帯し、過料処分を受ける者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(書類の様式)

第8条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

(1) 勧告書

(2) 命令書

(3) 告知・弁明書

(4) 過料処分決定通知書

(5) 身分証明書

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

4 その他

(1) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号）

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年前橋市条例第6号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、廃棄物の排出の抑制、再利用の促進、適正な処理及び清掃に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物処理計画)

第2条 市長は、一般廃棄物の処理について一般廃棄物処理計画を定めたとき又は一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、告示するものとする。

(一般廃棄物の処理)

第3条 土地又は建物の占有者（占有者がない場合には、管理者とする。以下同じ。）は、その土地又は建物内で生じる一般廃棄物の自己処理に努めるとともに、自己処理しない一般廃棄物については、市長が定める分別収集の方法に適合するよう適切な措置を講じた後、市の収集に従って所定の曜日に所定の場所に搬出する等市が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。

2 土地又は建物の占有者は、一般廃棄物を一時に20キログラム以上排出する場合で、その処分を市に依頼するときは、市が指定する場所に運搬しなければならない。

3 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら処分できないときは、市が指定する処理施設に自ら運搬し、又は一般廃棄物の収集、運搬若しくは処分を業として行う者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

4 市は、前項の一般廃棄物のうち、市が行う一般廃棄物の収集及び運搬に支障がないと認める範囲内の一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画に基づいて運搬することができる。

(一般廃棄物の再利用)

第4条 土地又は建物の占有者は、再利用が可能な物の分別等を行うとともに、集団回収等の活動に協力する等一般廃棄物の再利用に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際し、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）及び再生品の利用に努めなければならない。

3 市は、再利用が可能な一般廃棄物の分別収集及び市の処理施設での資源の回収等により、一般廃棄物の再利用に努めなければならない。

(平12条例61・一部改正)

(一般廃棄物の減量等)

第5条 市長は、事業活動に伴って生じる一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、当該一般廃棄物を運搬すべき場所、運搬の方法、減量に関する計画の作成その他必要な事項を指示することができる。

2 前項の事業者の範囲は、市規則で定める。

(資源物の収集又は運搬の禁止)

第5条の2 市及び市規則で定める者（以下「市等」という。）以外の者は、ごみ集積場所（第3条第1項の所定の場所をいう。）その他第2条に規定する一般廃棄物処理計画に定める一般廃棄物の搬出場所に置かれた廃棄物のうち、資源物（びん、缶その他の再利用又は再生利用が可能なものとして市規則で定めるものをいう。以下同じ。）を収集し、又は運搬してはならない。

2 市長は、市等以外の者が前項の規定に違反して、資源物を収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(平20条例61・追加)

(一般廃棄物処理手数料)

第6条 市は、一般廃棄物のうち、1日に200キログラムを超えるごみ若しくは粗大ごみを処分する場合（事業活動に伴って生じたものを処分するときを除く。）又はし尿若しくは動物の死がいを収集し、運搬し、及び処分する場合は、土地又は建物の占有者から手数料として別表第1に定める額を徴収する。

2 市は、一般廃棄物のうち事業活動に伴って生じたごみ又は粗大ごみを処分する場合は、事業者（事業者が一般廃棄物の運搬を一般廃棄物収集運搬業者に委託したときは、当該一般廃棄物収集運搬業者）から手数料として別表第1に定める額を徴収する。

（平21条例45・一部改正）

（一般廃棄物処理手数料の減免）

第7条 市長は、天災その他特別な理由があると認めたときは、前条に定める一般廃棄物処理手数料を減免することができる。

（一般廃棄物処理施設の技術管理者の資格）

第7条の2 法第21条第3項の市町村の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。同号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (10) 10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

（平24条例6・追加、平25条例19・一部改正）

（市が処理する産業廃棄物）

第8条 法第11条第2項の規定により市が処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と併せて処分することができ、かつ、一般廃棄物の処理に支障がない範囲内のものとし、市規則で定めるものとする。

（平12条例61・一部改正）

(産業廃棄物の処理費用)

第9条 市は、前条の規定により産業廃棄物を処理するときは、事業者から当該産業廃棄物の処理に要する費用として別表第1に定める額を徴収する。

(申請手数料)

第10条 法又は使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下「使用済自動車再資源化法」という。）の規定に基づき、別表第2に掲げる許可等の申請をしようとする者は、その申請の際同表に定める手数料を納めなければならない。

（平20条例61・全改）

(許可証)

第11条 市長は、次に掲げる場合には、許可証を交付しなければならない。

- (1) 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたとき。
 - (2) 法第7条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可をしたとき、又は法第7条の2第1項の規定により当該事業の範囲の変更の許可をしたとき。
 - (3) 法第8条第1項の規定により一般廃棄物処理施設の設置の許可をしたとき、又は法第9条第1項の規定により当該施設の変更の許可をしたとき。
 - (4) 法第9条の5第1項の規定により一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたとき。
 - (5) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可をしたとき。
- 2 前項、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）第10条の2、第10条の6、第10条の14、第10条の18若しくは第12条の5又は使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年経済産業省・環境省令第7号）第56条若しくは第61条の規定により許可証の交付を受けた者は、当該許可証を紛失し、又は損傷したときは、速やかに市長に申請して、再交付を受けなければならない。
- 3 前項の規定により、許可証の再交付を受けようとする者は、その申請の際別表第2に定める手数料を納めなければならない。

（平20条例61・全改、平23条例9・一部改正）

(認定証)

第11条の2 市長は、法第9条の2の4第1項の規定により一般廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定をしたときは、認定証を交付しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の認定証並びに法第12条の7第1項及び第7項並びに法第15条の3の3第1項の認定に係る認定証の交付を受けた者について準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「許可証」とあるのは、「認定証」と読み替えるものとする。

（平23条例9・追加、平30条例9・一部改正）

(従事者証)

第11条の3 法第7条第1項又は第6項の規定により許可を受けた者は、当該許可に係る業務に従事する者について、市規則で定めるところにより、一般廃棄物収集運搬業従事者証又は一般廃棄物処分業従事者証（以下これらを「従事者証」という。）の交付を受けなければならない。

- 2 前項の規定により従事者証の交付を受けた者は、その業務に従事する者に、当該従事者証を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。
- 3 第1項の規定により従事者証の交付を受けようとする者は、その申請の際別表第2に定める手数料を納めなければならない。
- 4 第11条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定により従事者証の交付を受けた者について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「許可証」とあるのは、「従事者証」と読み替えるものとする。

（平20条例61・追加、平23条例9・旧第11条の2繰下・一部改正）

(廃棄物減量等推進審議会)

第12条 一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(廃棄物処理施設専門委員会)

第12条の2 市長が廃棄物処理施設の設置又は変更の許可をする場合において、次に掲げる事項について意見を聴取するため、廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条の2に規定する施設について、法第8条の2第1項第2号に規定する事項に関すること。
- (2) 令第7条の2に規定する施設について、法第15条の2第1項第2号に規定する事項に関すること。

(3) その他市長が必要と認める事項

- 2 委員会は、委員7人以内で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市規則で定める。

(平20条例61・追加)

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

(罰則)

第14条 第5条の2第2項の規定による命令に違反した者は、20万円以下の罰金に処する。

(平20条例61・追加)

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

(平20条例61・追加)

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第6条の規定は、平成5年6月分の一般廃棄物手数料から適用し、同年5月分までの一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

(勢多郡大胡町、宮城村及び粕川村の編入に伴う経過措置)

- 4 勢多郡大胡町、同郡宮城村及び同郡粕川村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に大胡町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年大胡町条例第3号）、宮城村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年宮城村条例第3号）又は粕川村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年粕川村条例第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例19・追加)

(勢多郡富士見村の編入に伴う経過措置)

- 5 勢多郡富士見村を廃し、その区域を前橋市に編入する日前に富士見村廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年富士見村条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例61・追加)

附 則（平成7年3月30日条例第11号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後のし尿処

理から適用する。

附 則（平成9年3月31日条例第8号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 第4条の規定による改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定は、施行日以後の一般廃棄物及び産業廃棄物の処理から適用する。

附 則（平成12年12月11日条例第61号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の一般廃棄物の処理から適用する。

附 則（平成15年12月11日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年9月15日条例第19号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年12月5日から施行する。

附 則（平成20年12月12日条例第61号） 抄

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、同年5月5日から施行する。

- 2 この条例の施行前に市長から交付された一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業に係る許可証は、改正後の第11条第1項の規定により交付された許可証とみなす。

附 則（平成21年12月11日条例第45号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月29日条例第6号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月31日条例第3号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第9号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月28日条例第1号） 抄

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第6条、第9条関係）

(平7条例11・平9条例8・平12条例61・平21条例45・平26条例3・平31条例5・一部改正)

区分		単位	金額	摘要
一般廃棄物	1 ごみ又は粗大ごみ(事業活動に伴って生じたものを除く。)	総重量から200キログラムを差し引いた重量に対し、10キログラムにつき	180円	市長が指定するごみ処理施設又は埋立処分の場所へ自己搬入する場合
	2 事業活動に伴って生じたごみ又は粗大ごみ	10キログラムにつき	180円	
	3 し尿	ア 人員によるもの(一般家庭及びこれに準じるもの) (イ) 月2回以上収集する場合 (ア) に加算する額は2回目から1世帯1回につき	月額 370円 460円	
		イ 収集量によるもの(人員により難いもの)1回の収集量36リットルまでごとに	350円	
		ウ 特別に料金を加算するもの 市長が収集に特別な取扱いを要すると認める場合にア又はイに加算する額は1世帯1回につき	410円	
	4 動物の死がい	1体につき(市が収集運搬処理する場合)	2, 120円	自己搬入の場合は1, 050円とする。
産業廃棄物		10キログラムにつき	180円	市長が指定するごみ処理施設又は埋立処分の場所へ自己搬入する場合

備考

- ごみ及び粗大ごみの処理手数料又は産業廃棄物の処理に要する費用を算出する数量が、10キログラム未満の端数であるとき又は10キログラム未満の端数があるときは、それぞれその端数を10キログラムとして計算する。
- し尿の処理手数料を算出する数量が、36リットル未満の端数であるとき又は36リットル未満の端数があるときは、それぞれその端数を36リットルとして計算する。

別表第2（第10条、第11条、第11条の2、第11条の3関係）

(平20条例61・全改、平23条例9・平30条例9・一部改正)

区分	金額
(1) 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき5,000円
(2) 法第7条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき5,000円
(3) 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき5,000円
(4) 法第7条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき5,000円
(5) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき5,000円
(6) 法第7条の2第1項の規定による一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき5,000円
(7) 法第8条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき130,000円 イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき110,000円
(8) 法第9条第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	ア 法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき120,000円 イ ア以外の一般廃棄物処理施設に係るもの 1件につき100,000円
(9) 法第9条の2の4第1項の規定による一般廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	1件につき33,000円
(10) 法第9条の2の4第2項の規定による一般廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき20,000円
(11) 法第9条の5第1項の規定による一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	1件につき94,000円
(12) 法第9条の6第1項の規定による一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき94,000円
(13) 法第12条の7第1項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査	1件につき147,000円
(14) 法第12条の7第7項の規定による2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査	1件につき134,000円
(15) 法第14条第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき81,000円
(16) 法第14条第2項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき73,000円
(17) 法第14条第6項の規定による産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき100,000円

(18) 法第14条第7項の規定による産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 94,000円
(19) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 71,000円
(20) 法第14条の2第1項の規定による産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 92,000円
(21) 法第14条の4第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査	1件につき 81,000円
(22) 法第14条の4第2項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 74,000円
(23) 法第14条の4第6項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査	1件につき 100,000円
(24) 法第14条の4第7項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 95,000円
(25) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 72,000円
(26) 法第14条の5第1項の規定による特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき 95,000円
(27) 法第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査	<p>ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 140,000円</p> <p>イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 120,000円</p>
(28) 法第15条の2の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査	<p>ア 法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 130,000円</p> <p>イ ア以外の産業廃棄物処理施設に係るもの 1件につき 110,000円</p>
(29) 法第15条の3の3第1項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査	1件につき 33,000円
(30) 法第15条の3の3第2項の規定による産業廃棄物に係る熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査	1件につき 20,000円
(31) 法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定による産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可の申請に対する審査	1件につき 94,000円
(32) 法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可の申請に対する審査	1件につき 94,000円
(33) 使用済自動車再資源化法第42条第1項の規定による引取業の登録の申請に対する審査	1件につき 3,000円
(34) 使用済自動車再資源化法第42条第2項の規定による引取業の更新の登録の申請に対する審査	1件につき 3,000円
(35) 使用済自動車再資源化法第53条第1項の規定によるフロン類回収業の登録の申請に対する審査	1件につき 5,000円

(36) 使用済自動車再資源化法第53条第2項の規定によるフロン類回収業の登録の更新の申請に対する審査	1件につき5,000円
(37) 使用済自動車再資源化法第60条第1項の規定による解体業の許可の申請に対する審査	1件につき78,000円
(38) 使用済自動車再資源化法第60条第2項の規定による解体業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき70,000円
(39) 使用済自動車再資源化法第67条第1項の規定による破碎業の許可の申請に対する審査	1件につき84,000円
(40) 使用済自動車再資源化法第67条第2項の規定による破碎業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき77,000円
(41) 使用済自動車再資源化法第70条第1項の規定による破碎業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査	1件につき67,000円
(42) 許可証の再交付の申請に対する審査	1件につき2,500円
(43) 認定証の再交付の申請に対する審査	1件につき2,500円
(44) 一般廃棄物収集運搬業従事者証の交付の申請に対する審査	従事者1人につき1,000円
(45) 一般廃棄物処分業従事者証の交付の申請に対する審査	従事者1人につき1,000円
(46) 一般廃棄物収集運搬業従事者証の再交付の申請に対する審査	従事者1人につき500円
(47) 一般廃棄物処分業従事者証の再交付の申請に対する審査	従事者1人につき500円

(2) 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年前橋市規則第15号）

前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年前橋市規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）及び前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（平21規則11・一部改正）

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令、省令及び条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 再生資源等集団回収活動 市民により構成された団体が市内において、家庭から排出される再利用又は再生利用が可能な物を回収し、再生資源等回収業者（再利用又は再生利用が可能な物の引取りを業として行う者をいう。以下同じ。）に引き渡す活動であって、自主的なものをいう。
- (2) 再生資源等集団回収登録団体 再生資源等集団回収活動を行う団体であって、第6条の5第1項の規定により市長の登録を受けたものをいう。
- (3) 再生資源等集団回収登録業者 再生資源等回収業者であって、第6条の5第2項の規定により市長の登録を受けたものをいう。

（平21規則11・全改）

第3条 削除

（平23規則33）

（排出してはならない一般廃棄物）

第4条 土地又は建物の占有者は、市長の定める分別収集に不適な一般廃棄物として次に掲げるものは、排出してはならない。

- (1) 有毒性又は有害性のあるもの
- (2) 病原性又は危険性のあるもの
- (3) 引火性のあるもの
- (4) 著しく悪臭を発するもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市が行う廃棄物の処理を著しく困難にし、又は市の処理施設の機能に支障が生じるもの

2 土地又は建物の占有者は、前項各号に掲げる一般廃棄物の運搬、処分等を行おうとするとき又は特別管理一般廃棄物を排出しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

（一般廃棄物の処理の申出）

第5条 市に一般廃棄物の処分を依頼しようとする者（条例第3条第1項の規定により、市の収集に従つて所定の曜日に所定の場所に搬出する場合を除く。）は、一般廃棄物処理申出書により市長に申し出るものとする。

（平23規則33・全改）

（事業者の範囲）

第6条 条例第5条第2項の事業者の範囲は、次に定めるものとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）に規定する特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の管理について権原を有するもの
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗の所有者、占有者その他の者で当該大規模小売店舗の管理について権原を有するもの
- (3) その他市長が必要と認める者

（平13規則4・一部改正）

（資源物の収集又は運搬を行うことができる者）

第6条の2 条例第5条の2第1項の市規則で定める者は、次のとおりとする。

- (1) 市が資源物の収集又は運搬を委託した者

- (2) 再生資源等集団回収登録団体（再生資源等集団回収活動として収集又は運搬を行う場合に限る。）
- (3) 再生資源等集団回収登録業者（再生資源等集団回収活動のための委託を受けて収集又は運搬を行う場合に限る。）

（平21規則11・追加、平23規則33・一部改正）

（資源物）

第6条の3 条例第5条の2第1項の再利用又は再生利用が可能なものとして市規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) びん
- (2) 缶
- (3) ペットボトル
- (4) 自転車
- (5) 新聞、雑誌、段ボール、紙パック及び包装紙その他これに類するもの
- (6) 衣類、装飾雑貨及び布類その他これに類するもの
- (7) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第2条に規定する小型電子機器等

（平21規則11・追加、平22規則59・平23規則33・平30規則50・一部改正）

（収集又は運搬の禁止命令）

第6条の4 条例第5条の2第2項の規定による命令は、収集・運搬禁止命令書により行うものとする。

（平21規則11・追加、平23規則33・一部改正）

（再生資源等集団回収活動を行う団体等の登録）

第6条の5 再生資源等集団回収活動を行う団体のうち営利を目的とした団体でないことその他の市長が定める要件を満たすと認められるものは、当該団体の申請に基づき、再生資源等集団回収登録団体として市長の登録を受けることができる。

2 再生資源等回収業者のうち、再生資源等集団回収活動に係る再利用又は再生利用が可能な物の引取りを行う者であって、市長が定める要件を満たすと認められるものは、その者の申請に基づき、再生資源等集団回収登録業者として市長の登録を受けることができる。

（平21規則11・追加）

（登録の抹消等）

第6条の6 市長は、必要があると認めるときは、再生資源等集団回収登録団体及び再生資源等集団回収登録業者の活動の内容、実績等について調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 市長は、前項の調査又は報告の結果、再生資源等集団回収登録団体又は再生資源等集団回収登録業者が前条の規定による要件を欠くに至ったと認めるときは、当該登録を抹消することができる。再生資源等集団回収登録団体又は再生資源等集団回収登録業者が必要な報告を怠ったとき、又は虚偽の報告をしたときも、同様とする。

3 市長は、前項の規定により登録を抹消したときは、当該再生資源等集団回収登録団体又は当該再生資源等集団回収登録業者にその旨を通知するものとする。

（平21規則11・追加）

（一般廃棄物処理手数料の徴収方法）

第7条 条例第6条に規定する一般廃棄物処理手数料は、次に定めるところにより徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) し尿を収集し、運搬し、及び処分したとき。 納入通知書
- (2) ごみ又は動物の死がいを収集し、運搬し、及び処分したとき。 現金

（平23規則33・一部改正）

(し尿の単位の区分の基準)

第8条 条例別表第1に規定するし尿の単位の区分の基準は、次のとおりとする。

区分	基準	摘要
人員によるもの	一般世帯でくみ取り便所を有し、その便所の使用者と居住人員がおおむね一定しているもの及び一般世帯に準じる店舗、作業所等の家族による事業所で、便所の使用人員がおおむね一定しているもの	し尿処理手数料の基礎となる世帯及び世帯人員の算定期は、毎月1日とし、月の中途中で世帯人員に異動を生じた場合の人員の更正は、その翌月1日に行う。
収集量によるもの	官公庁、学校、会社、工場等の事業所及び集会施設で便所の使用人員が不特定多数であるもの及び次に掲げる場合で、市長が人員によることが不適当と認定したもの ア 一般世帯の便所が改良式便所で、し尿収集の前後に多量の投水をしなければ、その機能を發揮しない場合 イ 便槽の不備による地下水の侵入その他の理由による場合	
特別に料金を加算するもの	吸入ホースを40メートル以上用いなければ収集が困難な場合で、市長が認定したもの	

2 市長は、前項の表に規定する収集量によるものの認定(以下「収集量認定」という。)をしたとき、又は特別に料金を加算するものの認定(以下「特別加算認定」という。)をしたときは、し尿処理に関する認定書を、当該便所の使用者に交付するものとする。

3 市長は、前項の規定により認定証を交付した者が、次の各号のいずれかに該当したときは、その者の申出により、その認定を変更し、又は取り消すものとする。

- (1) 収集量認定を受けた者が人員によるものの基準に該当することとなったとき。
- (2) 特別加算認定を受けた者がその基準に該当しなくなったとき。

(平21規則83・平23規則33・一部改正)

(確認証)

第9条 収集量認定を受けた者は、し尿のくみ取りを受けた都度、し尿くみ取り確認証により処理の事実を確認しなければならない。

(平21規則83・平23規則33・一部改正)

(し尿処理手数料徴収の時期)

第10条 し尿処理手数料は、収集の翌月に徴収する。

(平23規則33・全改)

(し尿処理手数料の不徴収)

第11条 第8条第1項の表に規定する人員によるものの認定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該月分のし尿処理手数料を徴収しない。

- (1) 市の都合により月1回のし尿収集ができなかった場合
- (2) 月の中途中において異動の申出があった世帯で、当該月にし尿収集を行わなかった場合
- (3) 長期の入院、出張、旅行その他の理由により月の始めから引き続き20日以上不在となる旨の申出があった場合

(平21規則83・平23規則33・一部改正)

第12条 削除

(平23規則33)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第13条 条例第7条の規定による減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、減免の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 前項の場合において、市長が減免を認めたときは、第7条の規定にかかわらず、市長が発行する納入通知書により当該手数料を徴収するものとする。

(平23規則33・一部改正)

(市が処理する産業廃棄物)

第14条 条例第8条に規定する市規則で定める産業廃棄物は、次のとおりとする。

- (1) 紙くず
- (2) 木くず
- (3) 繊維くず
- (4) 燃えがら（有害物質を含むものを除く。）

- 2 市長は、一般廃棄物の処分に支障があると認めるときは、前項に定める産業廃棄物の種類又は搬入量等について制限することができる。

(平23規則33・一部改正)

(産業廃棄物の処理の申請等)

第15条 産業廃棄物の処理を受けようとする者は、産業廃棄物処理申請書により市長に申請しなければならない。

- 2 条例第9条に規定する産業廃棄物の処理費用は、現金により徴収するものとする。

(平23規則33・一部改正)

(一般廃棄物収集運搬業等の許可申請)

第16条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可又は同条第2項の規定による一般廃棄物収集運搬業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 法第7条第6項の規定による一般廃棄物処分業の許可又は同条第7項の規定による一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 3 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業・処分業事業の範囲の変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

- 4 前3項の規定による申請には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市長が必要ないと認めるときは、その書類又は図面の一部の添付を省略することができる。

- (1) 事業の用に供する施設及び設備に関する書類
- (2) 申請者が前号に掲げる施設の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
- (3) 事業を行うに足りる技術的能力を説明する書類
- (4) 本籍の記載された住民票の写し（法人である場合には、全ての役員の住民票の写し並びに定款の写し及び登記事項証明書）
- (5) 従事者の名簿
- (6) 事業に係る計画書
- (7) 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
- (8) 申請者（当該申請者が法人である場合には、その役員を含む。）が、法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- (9) 資産に関する調書並びに直近年度の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（申請者が法人である場合には、直近の事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類）並びに住所（申請者が法人である場合には、事業所又は営業所の所在地）が前橋市内にある場合にあっては、前橋市税を滞納していないことを証する書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

(平23規則33・全改、平25規則26・一部改正)

(暴力団員の排除)

第16条の2 市長は、前条第1項から第3項までの規定による申請があった場合において、次に掲

げる者が前橋市暴力団排除条例（平成23年前橋市条例第38号）第2条第2号に規定する暴力団員に該当すると認めるときは、当該申請に係る許可をしないものとする。

- (1) 申請者（申請者が法人である場合には、その役員）
- (2) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者の法定代理人
- (3) 政令第4条の7に規定する使用人
- (4) 申請者の事業活動を事実上支配する者

（平25規則26・追加）

（許可証）

第17条 条例第11条第1項の規定により市長が交付する許可証は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第11条第1項第1号に規定する一般廃棄物収集運搬業の許可又は当該事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物収集運搬業許可証
 - (2) 条例第11条第1項第2号に規定する一般廃棄物処分業の許可又は当該事業の範囲の変更の許可 一般廃棄物処分業許可証
 - (3) 条例第11条第1項第3号に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可又は当該施設の変更の許可 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証
- 2 前項に規定する許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 条例第11条第1項の規定により許可証の交付を受けた者は、許可の期間が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、速やかに当該許可証を市長に返納しなければならない。
- 4 条例第11条第1項の規定により許可証の交付を受けた者が、死亡し、又は合併し、若しくは解散したときは、その者の相続人又は合併後存続する法人の代表者若しくは清算人は、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、当該許可証を返納しなければならない。
- 5 条例第11条第2項の規定による許可証の再交付の申請は、許可証再交付申請書により行うものとする。

（平21規則83・全改、平23規則33・一部改正）

（認定証）

第17条の2 条例第11条の2第1項の規定により市長が交付する認定証は、一般廃棄物熱回収施設設置者認定証とする。

- 2 条例第11条の2第1項の規定により認定証の交付を受けた者が、法第9条の2の4第2項の規定による認定の更新をしなかったとき又は当該認定に係る熱回収施設を廃止したときは、当該認定証を返納しなければならない。
- 3 条例第11条の2第2項において準用する条例第11条第2項の規定による認定証の再交付の申請は、認定証再交付申請書により行うものとする。

（平23規則33・追加）

（従事者証）

第18条 条例第11条の3第1項の規定により市長が交付する従事者証は、一般廃棄物収集運搬業・処分業従事者証とする。

- 2 前項の従事者証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 3 条例第11条の3第1項の規定による従事者証の交付又は同条第4項において準用する条例第11条第2項の規定による従事者証の再交付の申請は、従事者証交付・再交付申請書により行うものとする。
- 4 条例第11条の3第2項の規定により従事者証を携帯させた者が、退職その他の理由により一般廃棄物の収集運搬業又は処分業に従事しなくなったときは、速やかにその旨を市長に届け出るとともに、当該従事者証を返納しなければならない。

（平21規則83・全改、平22規則30・平23規則33・平25規則26・一部改正）

（実績報告書の提出等）

第19条 し尿に係る一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、月ごとの当該業務の実績について、翌月10日までに、一般廃棄物（し尿）収集運搬・処分業務実績報告書により、市長に報告しなければならない。

- 2 し尿を除く一般廃棄物に係る一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎年6月30

日までに、その年の3月31日以前の1年間における当該業務の実績について、一般廃棄物（ごみ）収集運搬・処分業務実績報告書により、市長に報告しなければならない。

- 3 特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を置き（事業者が自ら特別管理産業廃棄物管理責任者となる場合を含む。）、又は変更した日から30日以内に、特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書を市長に提出しなければならない。
- 4 法第12条第8項に規定する事業場を設置している事業者は、当該事業場における産業廃棄物の処理に関し市長が必要と認めるときは、産業廃棄物処理実績報告書により市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、特別管理産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者に対し、当該事業場における特別管理産業廃棄物の処理に関し特別管理産業廃棄物処理実績報告書により報告を求めることができる。
- 6 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分に関し市長が必要と認めるときは、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬実績報告書又は産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分実績報告書により市長に報告しなければならない。

（平21規則83・全改、平23規則33・平25規則26・平28規則63・一部改正）

（一般廃棄物収集運搬業者の遵守事項）

第20条 一般廃棄物収集運搬業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 収集又は運搬の用に供する車両（以下この条において「運搬車」という。）の車体の両側面に一般廃棄物の運搬車である旨、氏名又は名称及び前橋市許可番号を表示すること。
 - (2) 第16条第4項の規定により申請書に添付した書類に記載された車両以外の車両を運搬車として使用しないこと。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者は、運搬車を廃止し、又は増車しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。
 - 3 一般廃棄物収集運搬業者は、前2項に定めるもののほか、市長が別に定める事項を遵守しなければならない。

（平25規則26・全改）

（一般廃棄物処分業者の遵守事項）

第20条の2 一般廃棄物処分業者は、市長が別に定める廃棄物処理施設の構造及び維持管理に関する基準を遵守しなければならない。

（平25規則26・追加）

（産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書の交付等）

第21条 市長は、法第15条の2の5の規定による届出又は省令第12条の7の17第5項の規定による変更の届出を受理したときは、届出者に対し、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書を交付するものとする。

2 前項の規定により交付された産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書を汚損し、又は紛失した者は、産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書再交付申請書により、市長に再交付を申請しなければならない。

（平21規則83・全改、平23規則33・一部改正）

（審議会の所掌事務）

第22条 条例第12条に規定する廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 一般廃棄物処理計画に関する事項。
- (2) ごみの減量化及び再生利用の推進方策に関する事項。
- (3) 分別収集計画に関する事項。
- (4) その他一般廃棄物処理業務推進上必要と認める事項

（平21規則83・旧第27条繰上）

（審議会の構成）

第23条 審議会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する委員をもって構成する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民の代表者

- (3) 事業者の代表者
- (4) 廃棄物処理業者
- (5) その他市長が必要と認める者

(平13規則4・一部改正、平21規則83・旧第28条繰上)

(会長の職務)

第24条 会長は、審議会の会務を総理し、審議会の会議の議長となる。

2 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(平21規則83・旧第29条繰上)

(審議会の会議)

第25条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平21規則83・旧第30条繰上)

(審議会の幹事)

第26条 審議会に幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(平13規則4・一部改正、平21規則83・旧第31条繰上)

(審議会の庶務)

第27条 審議会の庶務は、環境部ごみ減量課において処理する。

(平9規則22・平11規則28・平21規則55・一部改正、平21規則83・旧第32条繰上・一部改正、平23規則33・一部改正)

(審議会の運営)

第28条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(平21規則83・旧第33条繰上・一部改正)

(委員会の所掌事務)

第29条 条例第12条の2に規定する廃棄物処理施設専門委員会（以下「委員会」という。）は、廃棄物処理施設の設置等に関し、次に掲げる事項について意見を述べることができる。

- (1) 政令第5条の2に規定する施設について、法第8条の2第1項第2号に規定する事項
- (2) 政令第7条の2に規定する施設について、法第15条の2第1項第2号に規定する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(平21規則83・追加)

(委員会の構成)

第30条 委員会は、次に掲げる事項について専門的知識を有する者のうちから、市長が委嘱するものをもって構成する。

- (1) 廃棄物の処理及び大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

(平21規則83・追加)

(委員長及び副委員長の職務)

第31条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(平21規則83・追加、平23規則33・一部改正)

(委員会の庶務)

第32条 委員会の庶務は、環境部廃棄物対策課において処理する。

(平23規則33・追加)

(委員会の運営)

第33条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(平21規則83・追加、平23規則33・旧第32条繰下・一部改正)

(申請書の様式)

第34条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 一般廃棄物処理申出書
- (2) 収集・運搬禁止命令書
- (3) し尿処理に関する認定書
- (4) し尿くみ取り確認証
- (5) 一般廃棄物処理手数料減免申請書
- (6) 産業廃棄物処理申請書
- (7) 一般廃棄物収集運搬業許可申請書
- (8) 一般廃棄物処分業許可申請書
- (9) 一般廃棄物収集運搬業・処分業事業の範囲の変更許可申請書
- (10) 一般廃棄物収集運搬業許可証
- (11) 一般廃棄物処分業許可証
- (12) 一般廃棄物処理施設設置・変更許可証
- (13) 許可証再交付申請書
- (14) 一般廃棄物熱回収施設設置者認定証
- (15) 認定証再交付申請書
- (16) 一般廃棄物収集運搬業・処分業従事者証
- (17) 従事者証交付・再交付申請書
- (18) 一般廃棄物（し尿）収集運搬・処分業務実績報告書
- (19) 一般廃棄物（ごみ）収集運搬・処分業務実績報告書
- (20) 特別管理産業廃棄物管理責任者設置・変更報告書
- (21) 産業廃棄物処理実績報告書
- (22) 特別管理産業廃棄物処理実績報告書
- (23) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の運搬実績報告書
- (24) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の処分実績報告書
- (25) 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書
- (26) 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置・変更届出受理書再交付申請書

2 前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる法又は省令の規定により市長に提出する書類は、当該各号に定めるとおりとし、その様式は、別に定める。

- (1) 法第7条の2第3項の規定による届出に係る書類 一般廃棄物収集運搬業・処分業廃止・変更届出書
- (2) 省令第2条の7の届出書 一般廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書
- (3) 法第8条第2項の申請書 一般廃棄物処理施設設置許可申請書
- (4) 省令第4条の4第1項の申請書 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書
- (5) 省令第4条の4の2の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書
- (6) 省令第4条の4の4の書面 一般廃棄物処理施設定期検査結果通知書
- (7) 省令第4条の17の報告書 特定一般廃棄物最終処分場状況等報告書
- (8) 省令第5条の3第1項の申請書 一般廃棄物処理施設変更許可申請書
- (9) 省令第5条の4の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
- (10) 省令第5条の5第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書
- (11) 省令第5条の5の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
- (12) 省令第5条の5の3の届出書 一般廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書
- (13) 省令第5条の5の5第1項の申請書 一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請書
- (14) 省令第5条の5の10第1項の届出書 一般廃棄物熱回収施設休廃止等届出書
- (15) 省令第5条の5の11の報告書 一般廃棄物熱回収報告書
- (16) 法第9条の3第1項の規定による届出に係る書類 一般廃棄物処理施設設置届出書
- (17) 省令第5条の8第1項の届出書 一般廃棄物処理施設変更届出書
- (18) 省令第5条の9の2第1項の届出書 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書
- (19) 省令第5条の10第1項の届出書 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書

- (20) 省令第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書
- (21) 省令第5条の11第1項の申請書 一般廃棄物処理施設譲受け・借受け許可申請書
- (22) 省令第5条の12第1項の申請書 一般廃棄物処理施設合併・分割認可申請書
- (23) 省令第6条第1項の届出書 一般廃棄物処理施設相続届出書
- (24) 省令第10条の10の3の届出書 産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書
- (25) 省令第10条の24の届出書 特別管理産業廃棄物処理業者に係る欠格要件該当届出書
- (26) 法第15条の2の5の規定による届出に係る書類 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設設置届出書
- (27) 省令第12条の7の17第5項の規定による届出に係る書類 産業廃棄物処理施設における一般廃棄物処理施設変更・廃止届出書
- (28) 省令第12条の11の3の届出書 産業廃棄物処理施設設置者に係る欠格要件該当届出書
- (29) 法第21条の2第1項の規定による届出に係る書類 特定処理施設事故状況等届出書
(平23規則33・追加、平25規則26・一部改正)

(その他)

第35条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平21規則83・旧第34条繰上・一部改正、平23規則33・旧第33条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第18条第1項の規定により交付された一般廃棄物処理業許可書は、改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第18条第1項の規定により交付された許可証とみなす。
- 3 この規則の施行前に改正前の規則第27条第1項の規定により交付された従業員証は、改正後の規則第24条第1項の規定により交付された従事者証とみなす。
- 4 前項に規定する場合のほか、この規則の施行前に改正前の規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続きは、改正後の規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続きとみなす。

附 則（平成7年3月30日規則第8号）

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券（以下「旧処理券」という。）については、改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券（以下「新処理券」という。）の記載金額と旧処理券の記載金額との差額を支払った場合に限り新処理券と引き換える。

附 則（平成9年3月25日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日規則第22号）

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券（以下「旧処理券」という。）については、改正後の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定によるし尿処理券（以下「新処理券」という。）の記載金額と旧処理券の記載金額との差額を支払った場合に限り新処理券と引き換える。

附 則（平成11年3月31日規則第28号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月8日規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第6条第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第25号）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に改正前の前橋市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則等の規定により調製した様式については、残存するものに限り、当分の間使用することができる。

附 則（平成17年3月16日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年1月27日規則第48号）

この規則は、平成20年1月27日から施行する。

附 則（平成21年3月12日規則第11号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日規則第55号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第83号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に改正前の前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の規定により調製した様式については、当分の間、適宜補正して使用することができる。

附 則（平成22年3月30日規則第30号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月6日規則第59号）

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第6条の3第1項第5号に規定する区域の指定に関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

附 則（平成23年3月31日規則第33号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第26号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年1月22日規則第63号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月28日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年1月25日規則第21号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年1月14日規則第21号）

この規則は、令和元年1月14日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第21号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(3) 前橋市一般廃棄物の適正な排出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年前橋市条例第8号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、一般廃棄物のうち家庭ごみの適正な排出に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 家庭ごみ 一般廃棄物のうち土地又は建物の占有者の日常生活に伴って生ずるごみをいう。

(2) ごみ集積場所 市が行う家庭ごみの収集に供するためごみを一時的に搬出する場所をいう。

(家庭ごみの自己搬入等)

第3条 土地又は建物の占有者は、転居等に伴い発生する一時多量ごみ（20キログラム以上）については市の指示する方法により清掃工場に自己搬入するものとする。

2 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物をごみ集積場所に排出してはならない。

(分別の区分、収集の方法、収集の回数等)

第4条 家庭ごみの収集における分別の区分、収集の方法及び収集の回数は、次に掲げるとおりとする。

分別の区分	収集の方法	収集の回数
可燃ごみ	ごみ集積場所において収集する。	1週間に2回
不燃ごみ	ごみ集積場所において収集する。	1ヶ月に1回
プラスチック製容器包装	ごみ集積場所において収集する。	1ヶ月に3回程度
資源ごみ	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
古紙、古着類	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
有害ごみ	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
危険ごみ	ごみ集積場所において収集する。	2週間に1回
粗大ごみ	申込みにより戸別収集又は自治会単位の集団回収とする。	戸別収集は電話予約制とする。 自治会単位の集団回収は年1回を原則とする。
小動物の死体	申込みにより戸別に収集する。	電話申込制とする。

2 前項の表分別の区分の欄に規定する家庭ごみの分け方及び出し方については、別表1のとおりとし、当該家庭ごみを市が収集する日（以下「収集日」という。）については、別にごみ収集カレンダーを定めるものとする。

3 家庭ごみの収集は、前橋市の休日を定める条例（平成元年前橋市条例第14号）第1条第1項に規定する市の休日においては、原則として行わないものとする。

(ごみ集積場所の設置等)

第5条 自治会長は、ごみ集積場所の新設、変更又は廃止をしようとするときは、書面により、市長に申出をするものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

(排出方法の遵守等)

第6条 家庭ごみを排出しようとする者は、適正に分別し、排出容器に収納する等により収集日に所定の場所に搬出しなければならない。

2 市は、前項の規定に違反する者に対して、適正な搬出を行うよう指導するものとする。

(家庭ごみの分別)

第7条 ごみ集積場所に家庭ごみを排出しようとする者は、別表第2の分別区分に応じて分別しなければならない。

(排出容器)

第8条 ごみ集積場所に可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック製容器包装、資源ごみ、古紙、古着類、有害ごみ又は危険ごみ（以下「可燃ごみ等」という。）を排出しようとする者は、別表第2の分別区分に応じた排出容器を使用するものとする。ただし、市長が排出容器として認定する袋（次項に規定する規格及び別に定める認定基準に適合する袋をいう。以下「指定袋」という。）による排出が適当でないと認められるときは、この限りでない。

2 指定袋は、次に掲げる規格を満たし、かつ、別に定める認定基準に適合するものとする。

- (1) 内容物が識別できる程度の透明性を有すること。
- (2) 持ち運びに耐えうる程度の強度を有すること。
- (3) 耐水性があり、容易に破損しないこと。
- (4) 収集効率が低下しない程度の容量があること。

(排出時間等)

第9条 可燃ごみ等を排出しようとする者は、収集日の早朝から午前8時までの間にごみ集積場所に排出しなければならない。

2 ごみ集積場所に家庭ごみを排出する者は、ごみ集積場所を適正に管理し、常に清潔の保持に努めなければならない。

(排出禁止物の処分)

第10条 前橋市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成5年前橋市規則第15号）第4条第1項各号に規定する排出禁止物は、別表第3のとおりとし、当該排出禁止物を処分しようとする者は、生活環境の保全上支障のない方法で適正に処分し、自ら処分しない排出禁止物については、専門の処理業者に処理を依頼する等により適正に処分するものとする。

2 市及び製造販売業者等は、排出禁止物の適正な処理に資するため、排出禁止物を処分しようとする者に対し、適正な処理の方法に関する情報を提供するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、一般廃棄物の適正な排出に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

分別区分	分類	種類	排出上の注意
可燃ごみ	台所ごみ	野菜くず、残飯、果物の皮、貝殻、茶殻、料理くず等	・よく水を切る。
	紙くず	油紙、ちり紙、紙コップ、汚れや臭いがひどい紙等（古紙以外のもの）	
	木くず	板くず、棒きれ、枝木等	・長いものは、50センチメートル以下に切り、直径30センチメートル以内の束にして小出しにする（2束程度まで）。 ・板の厚さ及び枝木の太さは4センチメートル程度とする。
	プラスチック類	プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品、汚れのひどいプラスチック製容器包装	・金属が多く含まれるのは「不燃ごみ」に出す。
	ゴム製品	ゴム手袋、ゴム長靴等	
	落葉等	落葉、草	・よく乾燥させ、泥を落とす。 ・小出しにする（2袋程度まで）。
	繊維類	衣類、布、シーツ等（古着類以外のもの）	・ボタン、ファスナー等は取らずにそのまま出せる。
	玄関マット 座布団	玄関マット及び座布団	・指定袋に入るもの
	革製品	靴、かばん等（古着類以外のもの）	・留め金等簡単に取れない金具はそのままで出せる。ただし、スキーキー靴や安全靴は不燃ごみ。
	その他	花火、マッチ等	・花火、マッチは火災の危険があるため、使用してから出す。やむを得ない場合は、火薬が発火しないよう十分に水に浸してから小出しにする。ただし、打ち上げ花火は水が中まで染みにくいため、必ず使用してから出す。

不燃ごみ	陶磁器	茶わん、皿、植木鉢等	・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
	ガラス	コップ、板ガラス、ガラス皿、ガラスくず、耐熱ガラス等	・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
	空きびん	割れたり汚れたびん、農薬や劇薬以外の薬品のびん（資源ごみ以外のもの）	・中身を完全に使い切って出す。 ・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
	空き缶	塗料缶、さびた缶等（資源ごみ以外のもの）	・中身を完全に使い切って出す。
	金属	なべ、やかん、鉄くず等	
	小型家電類等	トースター、掃除機、ラジカセ、小型ガスレンジ等	・指定袋に入るもの。 ・ラジカセやガスレンジの点火用等に使用した乾電池は、必ず抜き取ってから出す。 ・なるべく使用済小型家電回収ボックスに出す。
	その他	電球、粘土、ガラスびん等の金属製のふた、電気毛布等	・危険な形状のものは紙等で包んで出す。
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装マークの付いたもの	カップ類、トレイ類、パック類、レジ袋・ポリ袋、ネット類、ボトル類、ペットボトル等のプラスチック製のふた、商品を保護する発泡スチロール等	・簡単に汚れを洗って出す。 ・汚れのひどいものは「可燃ごみ」に出す。 ・白色トレイは、なるべくスーパー等の店頭回収に出す。 ・指定袋に入れる。
資源ごみ	ガラスびん	ジュース、ビール、酒、ドリンク剤等の飲料用や調味料、ジャム、コーヒー等の食品用、化粧品のびん、市販飲み薬のガラスびん等。ただし、コップ、耐熱ガラス、ガラス皿等を除く。	・無色透明びんは白色、茶色びんは茶色、その他色びんは青色の「コンテナボックス」へ出す。 ・中身を空にして、水洗いする。 ・壊れたびんは「不燃ごみ」に出す。 ・ビールびん、一升びん等のリターナブルびんは、なるべく酒販店へ返却する。
	空き缶	ジュース、ビール、お茶等の飲料用、粉ミルク、菓子、茶筒、缶詰等の食品用の空き缶	・中身を空にして、水洗いする。 ・指定袋に入れる。
	ペットボトル	飲料用……ミネラルウォーター、ウーロン茶、日本茶、紅茶、麦茶、コーヒー、炭酸飲料、果汁飲料、スポーツ飲料等 酒類……日本酒、ウイスキー、焼酎、本みりん等 調理用……醤油等	・ふたははずし、ラベルははがして「プラスチック製容器包装」に出す。 ・中身を空にして、水洗いする。 ・指定袋に入れる。

古紙 、 古着類	古紙	新聞紙……折り込みチラシを含む。 雑誌……書籍、月刊誌、週刊誌、教科書等 段ボール 紙パック……牛乳、ジュース、酒等のパック 雑古紙……包装紙、菓子やティッシュの紙箱等	<ul style="list-style-type: none"> 紐で十文字に縛って出す。 ・ビニールコーティングやアルミコーティングされた紙等、特殊な加工がされたもの、汚れや臭いがひどいものは「可燃ごみ」に出す。 ・紙パックは、中を洗って開き、乾かして出す。 ・キャップや中栓、カレンダーの留め具、窓空き封筒のビニール等、紙以外の部分は取り除く。 ・なるべく資源回収（有価物集団回収、スーパーの店頭回収又は販売店回収等）に出す。
	古着類	衣類……スーツ、ジャンパー、セーター、ジーンズ、Tシャツ、ワイシャツ、トレーナー、下着類、子供服、着物等 衣類以外……靴、かばん、帽子、シーツ、毛布、タオル、ぬいぐるみ、カーテン等	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯して乾かしてから出す。 ・指定袋又は透明・半透明のビニール袋に入れて出す。 ・ボタン、ファスナー、金具等は取らずにそのまま出す。 ・雨の日は出さない。 ・ぬれているもの、中に綿が入っている衣類、布団類、カーペット、じゅうたん、汚れや臭いがひどいもの、スリッパ、長靴等は「可燃ごみ」に出す。 ・なるべく資源回収に出す。
有害ごみ	乾電池 水銀式体温計	筒型乾電池 体温計、血圧計のうち、水銀式のもの	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池及び水銀式体温計は、それぞれ透明袋に入れ、「資源ごみ」収集日に黄色の「コンテナボックス」へ出す。 ・充電式電池は、リサイクル協力店に設置してある回収箱に入れる。
	蛍光管	直管、円管、電球形	<ul style="list-style-type: none"> ・蛍光管は破碎防止のため、紙ケースに入れるか、古新聞等で包んで、「資源ごみ」収集日に黄色の「コンテナボックス」へ出す。
危険ごみ	スプレー缶 カセットガスボンベ ライター	殺虫剤、塗料缶等のスプレー缶 家庭用卓上コンロ用ボンベ ライター	<ul style="list-style-type: none"> ・「資源ごみ」収集日に黄色の「コンテナボックス」へ出す。 ・穴は開けずに出してよい。 ・使い切ってから出す。
粗大ごみ	粗大ごみ	自転車、ベッド、たんす、机、戸棚、布団、カーペット、石油ストーブ、ボウリングの球等	<ul style="list-style-type: none"> ・買替えの際、なるべく販売店に引き取ってもらう。 ・石油ストーブの乾電池は取り出し、灯油は完全に使い切ってから出す。 ・収集運搬しやすいように、中型トラックが通り抜けできる道路まで運び出しておく（1回当たり3点まで）。 ・粗大ごみの排出者の名前を記入する。

※粗大ごみの戸別収集の予約受付日から収集予定日までの間に、自治会単位による粗大ごみの集団回収が予定されている場合は、戸別収集の予約受付時に集団回収の予定時期を併せて案内する。

※粗大ごみの戸別収集を実施した場合は、その収集日から起算して、後2か月間は当該戸別収集を実施した家庭からの粗大ごみの戸別収集の予約は受け付けない。

※家庭で排出されても、清掃工場において、処理困難物として指定されているものは不可。

小動物の死体	飼っていた小動物の死体	犬、猫、うさぎ、鳥等（有料）	・段ボール箱等に入れ、持ち上げやすいようにしておく。
※道路上等の「小動物の死体」については、無料収集			

別表第2（第7条、第8条関係）

分別区分		排出容器	
可燃ごみ		指定袋	
不燃ごみ		指定袋	
プラスチック製容器包装		指定袋	
資源ごみ	ガラスびん	透明	白色コンテナ
		茶色	茶色コンテナ
		その他	青色コンテナ
		缶類	指定袋
		ペットボトル	指定袋
		古紙、古着類	・古紙は、新聞紙、雑誌、段ボール、紙パック及び雑古紙ごとに、ひもで十文字に縛る。 ・古着類は、指定袋又は半透明のビニール袋に入れる。
有害ごみ			・乾電池・水銀式体温計は透明袋に入れ、蛍光管は紙ケース等に入れた後、黄色コンテナ
危険ごみ			黄色コンテナ

別表第3（第10条関係）

分類	種類	処分上の注意
家庭用プロパンガスボンベ	2kg以上のもの	・販売店等へ、引き取りを依頼する。 ・又は、群馬県LPGガス協会前橋支部に引き取りを依頼後、自己搬入する。
薬品類	農薬、殺虫剤、有害物質を含むもの等	・販売店や専門処理業者に適正処理を依頼する。
家庭系医療廃棄物	自宅療養者の注射針及び血液が付着しているもの	・通院している医療機関で引き取ってもらう。
バッテリー	自動車用及び二輪車用	・原則として新規に購入した店に引き取ってもらう。 ・やむを得ない場合は、リサイクル協力店に引き取りを依頼後、自己搬入する。
廃タイヤ		・原則として新規に購入した店で引き取ってもらう。

処理困難物	自動車、自動車用部品、バイク、アスベスト、タイル、ブロック、コンクリート、土砂、建築廃材、断熱材、ピアノ(ピアノ線)、農機具、太陽熱温水器等	・販売店や専門処理業者に適正処理を依頼する。
特定家庭用機器廃棄物	エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式及びプラズマ式)、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気洗濯機、衣類乾燥機	・家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)に基づき、販売店や製造業者等に引き渡す。
パソコン	購入時の標準添付品(マウス、キーボード、スピーカー、ケーブルを含む。)	・製造メーカーへ連絡。メーカー不明のものは、パソコン3R推進センターへ連絡する。ただし、使用済小型家電回収ボックス又は清掃工場への持ち込みに限り、排出できる。

(4) 前橋市宅地開発指導要綱（抜粋）（平成16年11月30日 告示第339号）

第一章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、本市における無秩序な開発を防止し、地域の特性に応じた良好な環境及び土地利用を確保することにより、秩序ある都市づくりの推進を図るため、開発行為を行う者に対し、必要な事項を示し、公共施設及び公益施設の整備について、協力を求めるとともに土地利用の調整を行い適切な施行を確保することを目的とする。

第2条 略

（適用範囲）

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する開発行為等を行う者（以下「事業者」という。）に適用する。

- (1) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上の開発行為（自己用住宅の建築の目的で行う開発行為は、除く。）
- (2) 開発区域が既存の開発区域と関連している開発行為を行う場合で、既存の区域との合計開発区域の面積が1,000平方メートル以上になる開発行為
- (3) 前橋市開発審査会提案基準（平成13年3月26日伺定め）に基づき許可を受けようとする開発行為等で、公共施設を整備する場合及び公益施設が必要とされる開発行為等

（事前協議）

第4条 事業者は、土地利用計画並びに公共施設の整備及び公益施設の設置について、宅地開発等事業計画事前協議書（様式第1号）により、あらかじめ市長と協議するものとする。

2 前項の規定による協議の内容に変更を生じた場合には、速やかに宅地開発等事業計画変更協議書（様式第2号）により市長と協議するものとする。

第5条～第24条 略

（ごみ集積所）

第25条 事業者は、開発区域内及びその周辺の状況により、開発区域の属する自治会とごみ集積所の設置について協議し、ごみ集積所を設置する場合は、市長と当該集積所の位置、規模及び構造について協議するものとする。

第26条～第28条 略

(5)前橋市清掃車両広告掲載要領

この要領は、前橋市広告掲載要綱及び前橋市広告掲載取扱基準に基づき、清掃車両広告掲載の募集に必要な事項を定めたものです。

1 清掃車両広告の内容について

名称	前橋市清掃車両広告掲載
内容	前橋市の所有する清掃車両へ企業広告を掲示
規格	縦1m×横1.5m以内 側面2面/1台
掲載期間	1年間(更新可)
備考	掲載開始日及び終了日は、別途協議のうえ定めるものとします。

2 掲載可能な広告について

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	掲載料(税込み)
清掃車両側面	1m×1.5m	車両の運行管理状況等を勘案し、安全を妨げない限度において定める。	1枠あたり 120,000円/年
掲載可能な業種・内容	<ul style="list-style-type: none">企業、個人の事業者又は商店街等の連合体公共的団体その他これに類するもの市税滞納のない者その他市長が適当と認めた者 <p>上記のほか、前橋市広告掲載要綱、広告掲載取扱基準及び前橋市清掃車両広告掲載基準(別表)に規定するもの</p>		
入稿締切日	掲載決定後、指定日までに提出してください。 内容が適当でないと判断された場合には、原稿を変更していただくことがあります。		
その他	<ul style="list-style-type: none">原稿に広告である旨を明記してください。納入方法等の諸手続については、前橋市広告掲載要綱に定めがあります。広告の掲載、撤去及び色あせ等の修復に要する経費、また、撤去等により車両に破損が生じた際の原状回復に要する経費は、広告主が負うものとします。		

3 申込みについて

申込み方法	掲載希望者は、必要書類を添えて申込書を提出してください。
申込み締切日	枠数に達するまで随時受付

4 掲載決定の方法

掲載決定方法	同時に枠数を超えた応募があった時には、内容を審査のうえ抽選により決定します。
その他	次のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことがあります。 ①指定された期日までに広告原稿の提出、掲載の施工がなされなかつたとき ②内容が適当でないと判断された場合において、原稿の変更がなされなかつたとき ③広告主が書面により広告掲載の辞退を申し出たとき ④その他市長が広告掲載に特に支障があると認めたとき 上記により掲載決定の取消しがなされたにもかかわらず、広告物が撤去されない場合には、広告主の負担により市が撤去するものとします。

◆担当課 問い合わせ先

前橋市環境部ごみ収集課管理係

住所:大渡町1-19-5

電話:027-253-1009

E-mail:gomisyusyu@city.maebashi.gunma.jp

(6) 前橋市こんにちは収集事業実施要項

1 こんにちは収集事業の趣旨

前橋市在住の人で、要介護認定を受けているなど一定の要件に該当し、家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られない独り暮らしの人を対象に、ごみの排出支援と安否確認のため、戸別収集とともに声掛けを行う事業です。

2 対象者

こんにちは収集事業の対象者は、次の(1)～(3)の要件を全て満たす人です。

(1) 次のア～エのいずれかに該当していること。

- ア 介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予防・生活支援サービス事業対象者とされている人
- イ 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の人
- ウ 療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人
- エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人

(2) 家庭ごみをごみ集積場所に自ら出すことが困難であるとともに、親族や近隣住民によるごみ出しの協力が得られないこと。

(3) 独り暮らしであること（同居者がいる場合は、同居者全員が(1)のア～エのいずれかに該当するときに限り、この要件を満たすものとします。）。

3 登録の申請

(1) 申請書の提出

次の窓口へ持参するか、又は郵送により申請書を提出してください。

ア 窓口

ごみ収集課（西部清掃事務所）、ごみ政策課、長寿包括ケア課、介護保険課、障害福祉課、支所、市民サービスセンター

イ 郵送

〒371-0854 前橋市大渡町一丁目19-5 ごみ収集課（西部清掃事務所）宛

(2) 代理申請

登録を受けようとする人が何らかの事由で自ら申請できないときは、他の人が申請を代行することができます。

(3) 添付書類

申請書には、次の表に掲げる書類を添付してください。なお、同居者がいる場合で2の(3)の要件を満たすときは、同居者の書類も添付してください。

区分	書類
介護保険の要支援若しくは要介護の認定を受けているか、又は介護予防・生活支援サービス事業対象者とされている人	介護保険被保険者証の写し 又は介護扶助決定通知の写し
身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級で肢体不自由又は視覚障害の人	身体障害者手帳の写し
療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAの人	療育手帳の写し
精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その障害の程度が1級の人	精神障害者保健福祉手帳の写し

4 審査及び調査

登録の申請があったときは、その内容について審査及び調査を行い、その結果を登録通知書（又は不登録通知書）により、申請者に通知します。

5 収集及び声掛けの実施

(1) 収集

登録者の住宅を市職員が訪問し、次のア～クのごみを収集します。

- ア 可燃ごみ
- イ 不燃ごみ
- ウ プラスチック製容器包装（プラス容器等）
- エ 資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）
- オ 危険ごみ（スプレー缶、カセットボンベ、ライター等）
- カ 有害ごみ（乾電池、蛍光管、水銀式体温計等）
- キ 紙
- ク 衣類等

(2) 声掛け

申請時に声掛けを希望した登録者に対しては、訪問時に安否確認の声掛けを行います。

6 ごみの排出方法

市が指定する収集日の午前8時30分までに、ごみを次の表に掲げる区分・方法により分別し、市が指定する場所（玄関先など）に排出してください。

区分	分別・排出方法
(1) 可燃ごみ、不燃ごみ及びプラス容器	それぞれ分別し、前橋市指定袋（以下「指定袋」という。）に入れて排出すること。
(2) 資源ごみ	指定袋に入れて排出すること。
(3) 危険ごみ及び有害ごみ	指定袋以外の半透明の袋に入れて排出すること。
(4) 紙	新聞、雑誌、段ボール、雑古紙に分別して排出すること。
(5) 衣類等	指定袋又は透明若しくは半透明の袋に入れて排出すること。

7 収集の停止及び再開

(1) 収集の停止

登録者が外泊、旅行などのため一時的に収集を停止して欲しいときや、入院などのため長期にわたり収集を停止して欲しいときは、収集日の前日までに、ごみ収集課（電話 027-253-1009）に連絡してください。

(2) 収集の再開

収集を停止された登録者が収集の再開を求めるときは、ごみ収集課（電話 027-253-1009）に連絡してください。

8 登録の変更及び解除

(1) 登録の変更

登録者は、申請の内容に変更があったときは、変更届により、遅滞なく窓口に届け出してください。

(2) 登録の解除

登録者が次のア～ウのいずれかに該当するときは、こんにちは収集の利用者の登録を解除し、登録者に通知します。

- ア 対象者に該当しなくなったとき。
- イ 不正な手段により利用者の登録を受けたとき。
- ウ その他こんにちは収集を実施することが適当でないとき。

9 様式

- (1) こんにちは収集登録申請書（様式第1号）
- (2) こんにちは収集登録通知書（様式第2号）
- (3) こんにちは収集不登録通知書（様式第3号）
- (4) こんにちは収集変更届（様式第4号）
- (5) こんにちは収集利用者登録解除通知書（様式第5号）

10 本要項の制定及び施行

- (1) 制定 平成28年12月28日
- (2) 施行 平成29年4月1日
- (3) 施行 平成31年4月1日
- (4) 施行 令和4年4月1日

11 経過措置

この要項が施行される日の前日までに、前橋市こんにちは収集事業実施要綱（平成29年3月31日限りで廃止）の規定によりなされた申請、登録その他の行為については、この要項の相当規定によりなされたものとみなします。